

平成27年12月16日判決言渡

平成27年（行ケ）第10055号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成27年11月11日

判 決

原 告 株式会社ディー・アップ

訴訟代理人弁護士 萬 幸 男
訴訟代理人弁理士 水 野 勝 文
同 井 出 真

被 告 株式会社コーギー本舗

訴訟代理人弁理士 吉 村 公 一
同 吉 村 徳 人

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が無効2014-400006号事件について平成27年2月3日にした審決のうち、実用新案登録第3170596号の請求項1ないし3, 5, 6, 9, 10に係る部分を取り消す。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 原告は、平成23年7月11日、考案の名称を「つけまづけ用の試着ツ-

ル」とする考案について実用新案登録出願（実願２０１１－４０００号。以下「本件出願」という。）をし、同年８月３１日、実用新案登録第３１７０５９６号（請求項の数１０。以下「本件実用新案登録」という。）として実用新案権の設定登録を受けた（甲１２，２７）。

- (2) 被告は、平成２６年５月３０日、本件実用新案登録に対し実用新案登録無効審判を請求した（甲１４，２７）。原告は、同年７月２４日付けで、実用新案法１４条の２第７項に基づき、実用新案登録請求の範囲の請求項４を削除する訂正（以下「本件訂正」という。）をした（甲１３）。

特許庁は、上記請求を無効２０１４－４００００６号事件として審理を行い、平成２７年２月３日、「実用新案登録第３１７０５９６号の請求項１ないし３，５ないし６，９ないし１０に係る考案についての実用新案登録を無効とする。実用新案登録第３１７０５９６号の請求項７ないし８に係る考案についての審判請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月１２日、原告に送達された。

- (3) 原告は、平成２７年３月１３日、本件審決のうち、実用新案登録第３１７０５９６号の請求項１ないし３，５，６，９，１０に係る部分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

２ 実用新案登録請求の範囲の記載

本件訂正後の実用新案登録請求の範囲の請求項１ないし３，５，６，９，１０の記載は、次のとおりである（以下、請求項の番号に応じて、請求項１に係る考案を「本件登録実用新案１」などという。甲１２）。

【請求項１】

つけまつけの試着に用いられる試着ツールであって、
使用者によって保持されるグリップ部と、
前記つけまつけの基端部を支持し、前記グリップ部から延びる棒状の支持部と、を有し、

前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまつげの装着ラインに沿って延びていることを特徴とする試着ツール。

【請求項 2】

前記グリップ部は、平板状に形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載の試着ツール。

【請求項 3】

前記グリップ部の幅は、前記支持部の幅よりも広いことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の試着ツール。

【請求項 5】

前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されていることを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれか 1 つに記載の試着ツール。

【請求項 6】

前記支持部は、黒色を有することを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか 1 つに記載の試着ツール。

【請求項 9】

前記支持部の先端において、球状部を有することを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか 1 つに記載の試着ツール。

【請求項 10】

前記球状部の幅は、前記支持部の幅よりも広いことを特徴とする請求項 9 に記載の試着ツール。

3 本件審決の理由の要旨

- (1) 本件審決の理由は、別紙審決書（写し）記載のとおりである。要するに、
①本件登録実用新案 1 ないし 3 は、本件出願前に頒布された刊行物である実用新案登録第 3 1 1 6 2 7 0 号公報（甲 7。以下「刊行物 1」という。）に記載された考案又は実用新案登録第 3 0 9 0 2 6 2 号公報（甲 1。以下「刊行物 2」という。）に記載された考案である、②本件登録実用新案 5 は、刊

行物 1 に記載された考案又は刊行物 2 に記載された考案であり、また、刊行物 1 及び 2 に記載された考案に基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものである、③本件登録実用新案 6 は、刊行物 1 に記載された考案に基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものである、④本件登録実用新案 9 及び 10 は、刊行物 1 に記載された考案と実用新案登録第 3075428 号公報（甲 10。以下「刊行物 3」という。）に記載された本件出願前の周知技術に基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、本件登録実用新案 1 ないし 3、5、6、9、10 に係る本件実用新案登録は、実用新案法 3 条 1 項 3 号又は同条 2 項の規定に違反し、同法 37 条 1 項 2 号に該当するので、無効とすべきものであるというものである。

- (2) 本件審決が認定した刊行物 1 に記載された考案（以下「刊行物 1 考案」という。）、刊行物 2 に記載された考案、本件登録実用新案 5 と刊行物 1 考案との相違点、本件登録実用新案 6 と刊行物 1 考案との相違点、本件登録実用新案 10 と刊行物 1 考案との相違点は、以下のとおりである。

ア 刊行物 1 考案

「つけ睫 2 の試着に用いられるカウンセリング用具 10 であって、使用者によって把持される延伸把持部 7 と、つけ睫 2 の長手方向に沿った一側部を仮接着し、延伸把持部 7 から延びる細線状の仮接着部 1 と、を有し、仮接着部 1 は、眼を開いたときのつけ睫 2 の装着ラインに沿って延びているカウンセリング用具 10。」

イ 刊行物 2 に記載された考案

- (ア) 「つけまつげ用試着表現ツールであって、使用者によって把持される長方形把持板（7）と、つけまつげ（4）の基端部を付設し、長方形把持板（7）から延びる

略棒状のつけまつけ保持帯（１２）と、を有し、

つけまつけ保持帯（１２）は、眼を開いた時の上まぶたの円弧近傍に配置されているつけまつけ用試着表現ツール。」（以下「刊行物２考案Ａ」という。）

（イ） 「つけまつけ用試着表現ツールに関し、眼を開いた時のつけまつけの装着ラインに沿って配置される略棒状のつけまつけ保持帯（１２）を、三次元方向に曲がった形状とする考案」（以下「刊行物２考案Ｂ」という。）

ウ 本件登録実用新案５と刊行物１考案との相違点

本件登録実用新案５の支持部が三次元方向に曲げ形成されているのに対し、刊行物１考案の支持部が三次元方向に曲げ形成されていない点（以下「相違点１」という。）。

エ 本件登録実用新案６と刊行物１考案との相違点

本件登録実用新案６の支持部は黒色を有するのに対し、刊行物１考案の支持部は黒色を有するものではない点（以下「相違点２」という。）。

オ 本件登録実用新案１０と刊行物１考案の相違点

本件登録実用新案１０は、支持部の先端において、支持部の幅よりも広い幅の球状部を有するのに対し、刊行物１考案は、そのような球状部を有するものではない点（以下「相違点３」という。）。

第３ 当事者の主張

１ 原告の主張

（１） 取消事由１－（１）（本件登録実用新案１と刊行物１考案の同一性の判断の誤り）

本件審決は、本件登録実用新案１は刊行物１考案と同一の考案である旨判断したが、以下のとおり、刊行物１には、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成及び「前記支持部は、…前記つけま

つけの装着ラインに沿って延びている」との構成の開示はなく、刊行物 1 考案は上記各構成を備えていない点で本件登録実用新案 1 と相違するから、本件審決の上記判断は、誤りである。

ア 「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成の開示

(ア) 特定部分が他の部分から一方向につながっていることを表現するために、「…から延びる棒状…」と記載することは、極めて一般的かつ定型的手段であること（甲 2 2 ないし 2 5）からすると、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成は、棒状の支持部の一端のみがグリップ部につながっていることを意味するものである。

そして、棒状の支持部の一端のみがグリップ部につながっていれば、グリップ部の形状がいかなる形状であったとしても、支持部が棒状であり、かつ、支持部からグリップ部が延びていることにより、上記構成を含む試着ツールの全体形状が長尺状であることを当然に理解できるから、上記構成は本件登録実用新案 1 の「試着ツール」が長尺状であることを特定したものといえる。

このことは、本件実用新案登録に係る明細書（以下、図面を含めて「本件明細書」という。甲 1 2）の記載からも明らかである。

本件明細書には、長尺状の試着ツール 1 が開示されているだけであり、長尺状以外の他の形状の試着ツールについては開示も示唆もない。また、本件明細書の段落【0 0 1 4】記載の「つけまつげの購入者（使用者）は、本考案の試着ツールを用いて、自分の眼につけまつげを合わせることにより、つけまつげを装着した状態を容易に確認することができる。」という本件登録実用新案 1 の効果は、長尺状の試着ツールを図 7（別紙 1 参照）に示す使用形態で使用するによって奏するものといえる。すなわち、図 7 に示すように、使用者の耳から眼に向かって、長尺状の

試着ツールを配置した状態において、試着ツールの支持部に取り付けられたつけまつげを眼に合わせることにより、つけまつげの装着状態を容易に確認することができるという効果を奏するものである。

(イ) 刊行物１の記載事項（段落【００１７】ないし【００１９】）によれば、刊行物１考案のカウンセリング用具１０は、仮接着部１の端部が下方に屈曲して縦軸部３を形成し、仮接着部１及び縦軸部３の間の角度は略直角状となるため、長尺状のものとは明らかに異なる。

また、その使用形態も、別紙２の図８に示すように、使用者の顎から眼に向かって、カウンセリング用具１０を使用者の顔の中央に配置した状態において、仮接着部１に接着されたつけまつ２を眼に合わせることにより、つけまつ２の装着状態を確認するものであるから、本件登録実用新案１の使用形態と異なる。このようにカウンセリング用具１０が使用者の顔の中央に位置することになるため、使用者が鏡を使って自分の顔を確認するときには、本件登録実用新案１とは異なり、使用者に違和感を与えることになる。

さらに、刊行物１には、長尺状の試着ツールについての開示はない。

そうすると、刊行物１考案は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えているとはいえないから、この点において本件登録実用新案１と相違する。

イ 「前記支持部は、…前記つけまつげの装着ラインに沿って延びている」との構成の不開示

(ア) 本件明細書の段落【００２９】の「人間のまつげのラインは、二次元平面内で屈曲しているのではなく、三次元方向（矢印Ｒ１，Ｒ２）において屈曲している。この点を考慮して、支持部１２の形状を設定している。」との記載によれば、本件登録実用新案１の「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまつげの装着ラインに沿って延びている」との

構成は、支持部が、「三次元方向において屈曲する」つけまっげの装着ライン（つけまっげを試着するライン）に沿って延びていることを特定したものと解すべきである。

そうすると、本件登録実用新案１では、支持部が「三次元方向において屈曲する」形状を有するものといえる。

(イ) 刊行物１の記載事項（段落【００１７】，図３及び４）によれば、刊行物１には、仮接着部１が所定の平面に沿って配置されていることが開示されているが、これは、仮接着部１が「三次元方向において屈曲する」ものと異なるものである。

そうすると、刊行物１考案の仮接着部１は、「三次元方向において屈曲する」形状を有するものとはいえないから、刊行物１考案は、本件登録実用新案１の「前記支持部は、…前記つけまっげの装着ラインに沿って延びている」との構成を備えているとはいえず、この点において本件登録実用新案１と相違する。

ウ 小括

以上のとおり、刊行物１考案は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成及び「前記支持部は、…前記つけまっげの装着ラインに沿って延びている」との構成を備えていない点で本件登録実用新案１と相違するから、本件登録実用新案１が刊行物１考案と同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである。

(2) 取消事由１－(2)（本件登録実用新案１と刊行物２考案Ａの同一性の判断の誤り）

前記(1)ア(ア)のとおり、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成は、棒状の支持部の一端のみがグリップ部に繋がっていることを意味するものであり、上記構成は本件登録実用新案１の「試着ツール」が長尺状であることを特定したものといえる。

しかるところ、刊行物２考案Ａのつけまっげ用試着表現ツールの形状は、長尺状のものとは明らかに異なり、また、刊行物２考案Ａのつけまっげ保持帯（１２）はその一端のみが長方形把持板（７）とつながっているものではないから、刊行物２考案Ａは、「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていない。

したがって、刊行物１考案は、本件登録実用新案１の上記構成を備えていない点で本件登録実用新案１と相違するから、本件登録実用新案１が刊行物２考案Ａと同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである。

(3) 取消事由２－(1)（本件登録実用新案２と刊行物１考案の同一性の判断の誤り）

ア 「平板」とは、「平らな板」（甲２６）を意味するから、「平板状」は、平らな板のような形状を意味する。

本件登録実用新案２の「グリップ部は、平板状に形成されている」との構成は、使用者によって保持される部分である「グリップ部」が、平らな板のような形状であることを特定したものといえる。

イ 本件審決は、刊行物１考案の延伸把持部７の端縁を折り返した折り返し部９を、平板状の構造であると認定し、刊行物１考案は、本件登録実用新案２の「グリップ部は、平板状に形成されている」との構成を有する旨判断した。

しかしながら、刊行物１考案の折り返し部９は、平らな板のような形状であるといえないし、また、安全上の目的のために設けられているものであって（甲７の段落【００２０】）、使用者が保持するために設けられているものではなく、「グリップ部」であるとはいえないから、刊行物１考案は、本件登録実用新案２の「グリップ部は、平板状に形成されている」との構成を有するとはいえない。

したがって、本件審決の上記判断は誤りであり、刊行物１考案は上記構

成を備えていない点において本件登録実用新案２と相違するから、本件登録実用新案２が刊行物１考案と同一の考案であるとした本件審決の判断も誤りである。

- (4) 取消事由２－(2)（本件登録実用新案２と刊行物２考案Ａの同一性の判断の誤り）

本件登録実用新案２は、請求項１（本件登録実用新案１）の記載を引用する考案であるところ、前記(2)のとおり、刊行物２考案Ａは本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていないから、本件登録実用新案２が刊行物２考案Ａと同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである。

- (5) 取消事由３－(1)（本件登録実用新案３と刊行物１考案の同一性の判断の誤り）

本件審決は、刊行物１考案は、延伸把持部７の端部がその幅を仮接着部１の略２倍の幅とする平板状に形成されている構造のものといえるから、本件登録実用新案３の「グリップ部の幅は、前記支持部の幅よりも広い」との構成を有する旨判断した。

しかしながら、前記(3)イのとおり、刊行物１考案の延伸把持部７の端縁を折り返した折り返し部９は、本件登録実用新案３の「グリップ部」であるとはいえないから、刊行物１考案は、上記構成を有するとはいえない。

したがって、本件審決の上記判断は誤りであり、刊行物１考案は上記構成を備えていない点において本件登録実用新案３と相違するから、本件登録実用新案３が刊行物１考案と同一の考案であるとした本件審決の判断も誤りである。

- (6) 取消事由３－(2)（本件登録実用新案３と刊行物２考案Ａの同一性の判断の誤り）

本件登録実用新案３は、請求項１（本件登録実用新案１）又は請求項２（本

件登録実用新案２）の記載を引用する考案であるところ、前記（２）及び（４）のとおり、刊行物２考案Ａは本件登録実用新案１及び２の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていないから、本件登録実用新案３が刊行物２考案Ａと同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである。

（７） 取消事由４－（１）（本件登録実用新案５と刊行物１考案の同一性の判断の誤り等）

ア 「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成の意義
本件明細書の記載事項（段落【００２７】、【００２８】、【００４２】、【００４３】、図７、８、１１）によれば、本件登録実用新案５の「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成は、別紙１の図７、８及び１１に示すように、「支持部が、支持部の基端（グリップ部と繋がる部分）から、グリップ部に対して三次元方向に曲げ形成されている」ことを特定したものである。

本件登録実用新案５は、試着ツールの全体形状が長尺状であること及び支持部が「三次元方向において屈曲する」つけまつげの装着ライン（つけまつげを試着するライン）に沿って延びていること（本件登録実用新案１の構成）を前提とした上で、さらに、上記構成を有することにより、図７、８及び１１に示すように、本件登録実用新案５の試着ツールの使用時に、使用者の耳から眼に向かって試着ツールが配置されることになるので、グリップ部を回転させて、使用者の眼の上下方向において、つけまつげの向きを微調整したり、グリップ部を回転させたときに、支持部の先端が使用者の顔から離れてしまうことを抑制できるという効果を奏する（段落【００４２】及び【００４３】）。

イ 本件登録実用新案５と刊行物１考案との同一性の判断の誤り

本件審決は、本件登録実用新案５の「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成は、「支持部は、グリップ部を含む平面（仮想

平面) に対して、この平面内の方向とは異なる方向において曲げ形成されている」ことを意味するとの解釈を前提に、刊行物 1 考案の仮接着部は、上記構成を有するから、本件登録実用新案 5 は、刊行物 1 考案と同一の考案である旨判断した。

しかしながら、本件登録実用新案 5 の「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成は、前記アのとおり、別紙 1 の図 7、8 及び 11 に示すように、「支持部が、支持部の基端（グリップ部とつながる部分）から、グリップ部に対して三次元方向に曲げ形成されている」ことを特定したものであるが、刊行物 1 考案の仮接着部の形状は、図 7 及び 8 で示された形状と明らかに異なるものである。

したがって、本件審決の上記判断は誤りである。

ウ 刊行物 1 を主引用例とする本件登録実用新案 5 の容易想到性の判断の誤り

本件審決は、刊行物 1 考案の仮接着部 1 に、刊行物 2 考案 B を適用し、仮接着部 1 を三次元方向に曲げ形成されたものとし、それにより、グリップ部を回転させてつけまづけの向きを変更しようとしたとき、支持部の先端が使用者の顔から離れにくくすることは当業者がきわめて容易になし得る程度の事項にすぎないから、本件登録実用新案 5 は、刊行物 1 考案と刊行物 2 考案 B に基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものである旨判断した。

しかしながら、前記(1)ア(イ)のとおり、刊行物 1 考案のカウンセリング用具 10 の形状が長尺状でない点で、試着ツールの形状が長尺状である本件登録実用新案 1 の構成（「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成）と相違し、刊行物 1 考案は、本件登録実用新案 1 を構成に含む本件登録実用新案 5 と相違する。この相違点があるため、刊行物 1 考案の仮接着部 1 を刊行物 2 考案 B 記載のつけまづけ保持帯（12）のように三次

元方向に曲がった形状に変更したとしても、本件登録実用新案５の「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成（相違点１に係る本件登録実用新案５の構成）を導出することはできないから、本件審決の上記判断は誤りである。

- (8) 取消事由４－(2)（本件登録実用新案５と刊行物２考案Ａの同一性の判断の誤り）

本件登録実用新案５は、請求項１ないし３（本件登録実用新案１ないし３）のいずれか一つの記載を引用する考案であるところ、前記(2)、(4)及び(6)のとおり、刊行物２考案Ａは本件登録実用新案１ないし３の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていないから、本件登録実用新案５が刊行物２考案Ａと同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである。

- (9) 取消事由５（刊行物１を主引用例とする本件登録実用新案６の容易想到性の判断の誤り）

本件審決は、刊行物１の段落【００１６】にはカウンセリング用具１０の仮接着部１を着色することが記載されており、しかも、着色するに当たり黒色とすることに格別困難性は認められないから、刊行物１考案において、支持部は黒色を有するものとする（相違点２に係る本件登録実用新案６の構成）は当業者がきわめて容易になし得る程度の事項にすぎない旨判断した。

しかしながら、本件登録実用新案６の特徴は、試着ツールの支持部に着目し、支持部を黒色とすることにより、試着ツールを使用して、つけまっげの装着状態を確認するときに、支持部に対してアイラインの効果を持たせることができ、そのためアイラインの化粧を含めた状態で、つけまっげの装着状態を容易に確認することができることにある（本件明細書の段落【００１１】、【００３５】、図７）。

他方で、刊行物１の段落【００１６】は、カウンセリング用具１０自体を着色することを開示しているだけであり、刊行物１には、カウンセリング用

具１０の仮接着部１に着目し、これを着色することについての開示がない。

なお、刊行物１の記載から当業者がきわめて容易に想到することができる事項は、刊行物１のカウンセリング用具１０の全体を黒色にすることだけであるが、カウンセリング用具１０の全体を黒色にした構成のものは、本件登録実用新案６のアイラインの効果を奏することはないから、本件登録実用新案６と同視することはできない。

したがって、刊行物１考案において、カウンセリング用具１０の仮接着部１のみを黒色に着色し、相違点２に係る本件登録実用新案６の構成とすることは当業者がきわめて容易に想到することができたものとはいえないから、本件審決の上記判断は誤りである。

(10) 取消事由６（刊行物１を主引用例とする本件登録実用新案９及び１０の容易想到性の判断の誤り）

本件審決は、①刊行物１考案と刊行物３記載の「まっげの化粧に関する化粧用具において、眼球に対する危険性を低くするため当該化粧用具の尖った先端部に当該先端部の幅より広い円形の部材を設けることにより安全性を確保すること」という周知技術に基づいて、刊行物１考案において、その折り返し部９に代えて、仮接着部１の幅より広い球状部とすること（相違点３に係る本件登録実用新案１０の構成）は当業者が適宜なし得る程度の事項にすぎないから、本件登録実用新案１０は当業者がきわめて容易に考案をすることができたものである、②本件登録実用新案９は、本件登録実用新案１０から「球状部の幅」を除いた構成のものであるから、刊行物１考案及び刊行物３に記載された上記周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものである旨判断したが、以下のとおり、本件審決の上記判断は誤りである。

ア 本件登録実用新案９の容易想到性の判断の誤り

本件明細書の段落【００３８】の記載は、球状部１３は、球体に沿った

形状に形成されたものを意味し、凸状の曲面を有しているものを含むものではないことを述べるものであることからすると、本件登録実用新案 9 の「前記支持部の先端において、球状部を有すること」の構成にいう「球状部」とは、球体に沿った形状に形成された球状部を意味するものといえる。

他方で、刊行物 1 には、本件登録実用新案 9 の「球状部」に関する開示はない。

また、刊行物 3 の図 1 には、「衝撃緩和兼視認性向上の為の部材 3」として円形の部材が示されているが、刊行物 3 には、部材 3 を球状に形成することについての開示はない。刊行物 3 から認定できる周知技術は、マスカラブラシの先端に円形の部材を設けたことだけである。

そうすると、刊行物 1 考案に刊行物 3 に記載された周知技術を組み合わせても、本件登録実用新案 9 の「前記支持部の先端において、球状部を有する」構成にはならないから、本件登録実用新案 9 は、刊行物 1 考案及び上記周知技術に基づいて当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとはいえない。

したがって、これと異なる本件審決の判断は誤りである。

イ 本件登録実用新案 10 の容易想到性の判断の誤り

前記アと同様の理由により、本件登録実用新案 10 は、当業者が刊行物 1 考案及び刊行物 3 記載の周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるとした本件審決の判断は誤りである。

2 被告の主張

- (1) 取消事由 1－(1)（本件登録実用新案 1 と刊行物 1 考案の同一性の判断の誤り）に対し

ア 「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成について

(ア) 本件登録実用新案 1 の実用新案登録請求の範囲（請求項 1）によれば、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」

は、「支持部」が「棒状」であること、「支持部」が「グリップ部」につながっていることを特定する意義を有するにとどまる。請求項１には、「グリップ部」の形状を特定する記載はなく、「グリップ部」に対する「支持部」の具体的な延び方（つながり方）を特定する記載はない。また、一般的に、「〇〇から延びる××」なる用語は、「××が〇〇につながって続いている」との意義を有するにとどまり、「〇〇」に対する「××」の具体的な延び方を特定する意義を有するものではない（乙１０ないし１３）。

そうすると、請求項１の記載から、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」は、支持部の一端のみがグリップ部につながっているものに限定されると解することはできない。

次に、本件明細書の考案の詳細な説明の記載（段落【００１８】、【００２０】等）を参酌しても、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」は、「支持部」が「棒状」であること、「支持部」が「グリップ部」につながっていることを特定する意義を有するにとどまり、支持部の一端のみがグリップ部につながっているものに限定されると解することはできない。

この点に関し、原告は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成は、棒状の支持部の一端のみがグリップ部につながっていることを意味するものであって、本件登録実用新案１の「試着ツール」が長尺状であることを特定したものである旨主張する。

しかしながら、上記のとおり、本件登録実用新案１の実用新案登録請求の範囲（請求項１）及び本件明細書の記載から、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成が棒状の支持部の一端のみがグリップ部につながっているものに限定されると解することはできないし、上記構成が「試着ツール」の具体的な形状を特定する意

義を有するものとはいえない。

また、そもそも、原告がいう「長尺状」が具体的にいかなる形状を意味するのか、その主張自体から不明であるし、本件明細書には、「長尺状」なる語の記載はない。

さらに、本件明細書には、本件登録実用新案１の「試着ツール」の形状を本件明細書の図面に開示された形状のものに限定する記載はなく、かえってこれらの形状に限定されないことを示す記載がある（段落【００２０】、【００２６】等）。

したがって、原告の上記主張は、本件登録実用新案１の実用新案登録請求の範囲（請求項１）及び本件明細書の記載に基づかないものであって、失当である。

（イ） 刊行物１には、刊行物１考案の細線状の仮接着部１が延伸把持部７につながっている構成が開示されているから、刊行物１考案は「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えている。

イ 「前記支持部は、…前記つけまつげの装着ラインに沿って延びている」との構成について

（ア） 原告は、本件明細書の段落【００２９】の記載を根拠として本件登録実用新案１の「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまつげの装着ラインに沿って延びている」との構成は、支持部が、「三次元方向において屈曲する」つけまつげの装着ライン（つけまつげを試着するライン）に沿って延びていることを特定したものと解すべきであり、本件登録実用新案１の支持部は、「三次元方向において屈曲する」形状を有するものである旨主張する。

しかしながら、本件登録実用新案１の実用新案登録請求の範囲（請求項１）には、支持部自体の形状を特定する記載はない。本件登録実用新案１の「支持部は、眼を開いたときの前記つけまつげの装着ラインに

沿って延びている」との考案特定事項は、支持部自体の形状について、一つの平面に含まれる形状に曲げ形成されているか、又は、三次元方向に曲げ形成されているかを特定することなく、これらを含む広い意味で、つけまつけの装着ラインに沿って延びていることを特定する意義を有するものである。本件登録実用新案１は、上記構成によって、自分の眼につけまつけを合わせることができ、つけまつけを装着した状態を容易に確認することができるとの作用効果を奏するものである。

したがって、原告の上記主張は、本件登録実用新案１の実用新案登録請求の範囲（請求項１）の記載に基づかないものであって、失当である。

（イ） 刊行物１には、「選定された商品（その商品と同一の見本でも良い）をカウンセリング用具１０，２０，３０の仮接着部１，３１に糊を介して仮接着し、その後カウンセリング用具を顧客の顔の前にあてがい、睫位置が重なり合うようにセットして顧客自身の目でその良し悪しを判断し、」（段落【００２３】）との記載がある。

上記記載は、「つけ睫」の仮接着部１を一つの平面に含まれる形状に形成した場合であっても、仮接着部１に接着された「つけ睫」を顧客の睫に重なり合うように配置することができることを開示するものであり、上記記載によれば、刊行物１考案においては、仮接着部１が、眼を開いたときの睫のライン、すなわち、つけまつけの装着ラインに沿って延びているといえるから、刊行物１考案は、「前記支持部は、…前記つけまつけの装着ラインに沿って延びている」との構成を備えている。

ウ 小括

以上によれば、刊行物１考案は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成及び「前記支持部は、…前記つけまつけの装着ラインに沿って延びている」との構成を備えているとした本件審決の判断に誤りはない。

したがって、刊行物 1 考案が上記各構成を備えていない点で本件登録実用新案 1 と相違することを理由とする原告主張の取消事由 1－(1)は理由がない。

- (2) 取消事由 1－(2) (本件登録実用新案 1 と刊行物 2 考案 A の同一性の判断の誤り) に対し

原告は、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成は、棒状の支持部の一端のみがグリップ部に繋がっていることを意味するものであり、上記構成は本件登録実用新案 1 の「試着ツール」が長尺状であることを特定したものであることを前提として、刊行物 2 考案 A は、「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていないから、本件登録実用新案 1 が刊行物 2 考案 A と同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、原告の上記主張は、前記(1)アのとおり、その前提において失当であるから、理由がない。

したがって、原告主張の取消事由 1－(2)は理由がない。

- (3) 取消事由 2－(1) (本件登録実用新案 2 と刊行物 1 考案の同一性の判断の誤り) に対し

「平ら」の語は、「ひらたいさま。」を意味し、「ひらたい(平たい)」の語は、「厚さが少なくて面が広い。」ことを意味する(乙 6) から、「平板状」の語は、「厚さが少なくて面が広い板のような形状」との意味を有する。

一方、刊行物 1 の段落【0019】、【0020】、図 3 及び 4 (別紙 2 参照) には、使用者がつかむための部位である延伸把持部 7 に折り返し部 9 が含まれること、折り返し部 9 は、その幅が、その厚みより大きい板のような形状であることが開示されており、また、別紙 2 の図 8 には、延伸把持部 7 における折り返し部 9 を含む部分が使用者によって保持されている状態が

開示されている。

そうすると、刊行物 1 考案の延伸把持部 7 は、使用者によって保持される「グリップ部」に相当し、「平板状」に形成されているものといえるから、刊行物 1 考案は、本件登録実用新案 2 の「グリップ部は、平板状に形成されている」との構成を備えている。

したがって、本件登録実用新案 2 が刊行物 1 考案と同一の考案であるとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由 2－(1)は理由がない。

- (4) 取消事由 2－(2)（本件登録実用新案 2 と刊行物 2 考案 A の同一性の判断の誤り）に対し

原告は、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成が本件登録実用新案 1 の「試着ツール」が長尺状であることを特定したものであることを前提として、刊行物 2 考案 A は、上記構成を備えていないから、請求項 1（本件登録実用新案 1）の記載を引用する本件登録実用新案 2 が刊行物 2 考案 A と同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、原告の上記主張は、前記(1)アのとおり、その前提において失当であるから、理由がない。

したがって、原告主張の取消事由 2－(2)は理由がない。

- (5) 取消事由 3－(1)（本件登録実用新案 3 と刊行物 1 考案の同一性の判断の誤り）に対し

刊行物 1 の図 3（別紙 2 参照）には、延伸把持部 7 に含まれる折り返し部 9 の幅が、仮接着部 1 の幅より広い構成が開示されており、また、図 9 には、延伸把持部 7 に含まれるタグ 2 1 の幅が、仮接着部 1 の幅より広い構成が開示されている。

そうすると、「グリップ部」に相当する延伸把持部 7 の端部は、その幅を仮接着部 1 の略 2 倍の幅とする「平板状」に形成されている構造のものとい

えるから、刊行物 1 考案は、本件登録実用新案 3 の「グリップ部の幅は、前記支持部の幅より広い」の構成を備えている。

したがって、本件登録実用新案 3 が刊行物 1 考案と同一の考案であるとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由 3－(1)は理由がない。

(6) 取消事由 3－(2)（本件登録実用新案 3 と刊行物 2 考案 A の同一性の判断の誤り）に対し

原告は、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成が本件登録実用新案 1 の「試着ツール」が長尺状であることを特定したものであることを前提として、刊行物 2 考案 A は、上記構成を備えていないから、請求項 1（本件登録実用新案 1）又は請求項 2（本件登録実用新案 2）の記載を引用する本件登録実用新案 3 が刊行物 2 考案 A と同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、原告の上記主張は、前記(1)アのとおり、その前提において失当であるから、理由がない。

したがって、原告主張の取消事由 3－(2)は理由がない。

(7) 取消事由 4－(1)（本件登録実用新案 5 と刊行物 1 考案の同一性の判断の誤り等）に対し

ア 「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成の意義

(ア) 本件登録実用新案 5 の実用新案登録請求の範囲（請求項 5）の「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との記載の意義は明確ではない。

そこで、本件明細書の記載を参酌すると、段落【0010】に、「支持部は、三次元方向に曲げ形成することができる。支持部は、使用者の眼に沿って配置されるものであり、眼の周囲は、三次元の形状を有している。したがって、支持部を三次元方向に曲げ形成すれば、使用者の眼に沿って支持部を配置させやすくなる。」との記載がある。上記記載は、

「三次元の形状」の眼の周囲に沿って支持部を配置させやすくするために、支持部自体の形状を眼の周囲の形状に近付けて、三次元方向に曲げ形成することを開示するものである。

また、本件実用新案登録の削除された請求項４には、「前記グリップ部は、前記支持部を含む平面に対して交差する方向に延びている」との記載があり、本件明細書には、請求項４に係る考案に対応する記載として、「グリップ部は、支持部を含む平面に対して交差する方向に延ばすことができる。これにより、試着ツールを使用するときに、使用者の顔に沿った状態で試着ツールを位置させることができる。」（段落【０００９】）との記載がある。上記記載によれば、本件実用新案登録の実用新案登録請求の範囲及び本件明細書では、二つの部材のうち一方の部材に対する他方の部材の延び方を特定する場合には、他方の部材の延び方を特定するための対象（基準）となる一方の部材が明示されているといえるが、請求項５には、支持部の延び方を特定するための対象（基準）となる部材が明示されていないから、本件登録実用新案５の「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成は、支持部自体の形状を特定する意義を有していることが明らかである。

したがって、本件登録実用新案５の「支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」の記載は、支持部自体が三次元方向に曲げ形成されていることを特定する意義を有するものである。

(イ) この点に関し、原告は、本件登録実用新案５の「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成は、本件明細書の図７、８及び１１に示すように、「支持部が、支持部の基端（グリップ部とつながる部分）から、グリップ部に対して三次元方向に曲げ形成されている」ことを特定したものであり、本件登録実用新案５においては、図７、８及び１１に示すように、本件登録実用新案５の試着ツ

ールの使用時に、使用者の耳から眼に向かって試着ツールが配置されることになるので、グリップ部を回転させて、使用者の眼の上下方向において、つけまっげの向きを微調整したり、グリップ部を回転させたときに、支持部の先端が使用者の顔から離れてしまうことを抑制できるという効果を奏する旨主張する。

しかしながら、本件登録実用新案５は、本件明細書記載の実施例に限定されるものではないし、実施例の作用・効果をもって、本件登録実用新案５の作用・効果であるということとはできないから、原告の上記主張は失当である。

イ 本件登録実用新案５の容易想到性

刊行物２考案Ｂは、「つけまっげ保持帯（１２）」が「三次元方向に曲がった形状に形成」されていることからすると、刊行物１考案に刊行物２考案Ｂを適用して、刊行物１考案の仮接着部１を「三次元方向に曲げ形成されている」もの（相違点１に係る本件登録実用新案５の構成）とし、使用者の眼に沿って支持部を配置させやすくすることは、当業者がきわめて容易になし得る程度の事項にすぎない。

したがって、本件登録実用新案５は、刊行物１考案と刊行物２考案Ｂに基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由４－(１)は理由がない。

(８) 取消事由４－(２)（本件登録実用新案５と刊行物２考案Ａの同一性の判断の誤り）に対し

原告は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成が本件登録実用新案１の「試着ツール」が長尺状であることを特定したものであることを前提として、刊行物２考案Ａは、上記構成を備えていないから、請求項１ないし３（本件登録実用新案１ないし３）のいずれか一つの記載を引用する本件登録実用新案５が刊行物２考案Ａと同一の考案である

とした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、原告の上記主張は、前記(1)アのとおり、その前提において失当であるから、理由がない。

したがって、原告主張の取消事由 4－(2)は理由がない。

(9) 取消事由 5 (刊行物 1 を主引用例とする本件登録実用新案 6 の容易想到性の判断の誤り) に対し

原告は、刊行物 1 の記載から当業者がきわめて容易に想到することができる事項は、刊行物 1 のカウンセリング用具 10 の全体を黒色にすることだけであり、刊行物 1 考案において、カウンセリング用具 10 の仮接着部 1 のみを黒色に着色し、「前記支持部は、黒色を有すること」の構成（相違点 2 に係る本件登録実用新案 6 の構成）とすることは当業者がきわめて容易に想到することができたものとはいえない旨主張する。

しかしながら、試着ツールの全体が黒色とされている場合も、試着ツールの支持部が黒色を有することになるから、本件登録実用新案 6 の「前記支持部は、黒色を有すること」の構成には、全体が黒色とされている試着ツールも含まれるものといえるから、原告の上記主張は、その前提において理由がない。

したがって、本件登録実用新案 6 は、刊行物 1 考案に基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由 5 は理由がない。

(10) 取消事由 6 (刊行物 1 を主引用例とする本件登録実用新案 9 及び 10 の容易想到性の判断の誤り) に対し

ア 本件登録実用新案 9 の容易想到性の判断の誤りに対し

原告は、刊行物 3 には、部材 3 を球状に形成することについての開示はなく、刊行物 1 考案に刊行物 3 に記載された技術を組み合わせても、本件登録実用新案 9 の「前記支持部の先端において、球状部を有する」構成に

はならないから、本件登録実用新案 9 は、刊行物 1 考案及び刊行物 3 記載の周知技術に基づいて当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるとした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、刊行物 3 の段落【0006】には、「3 の衝撃緩和兼視認性向上の為の部材がブラシ先端の 2 の軸部に装着してある為、万一眼球に当たっても損傷を与える危険性が低くなり、視認性も向上するので眼球に当たる可能性が少なくなり、安全性が向上する。」との記載がある。

仮に「衝撃緩和兼視認性向上の為の部材 3」を円形あるいは円板状と解釈した場合には、眼球に当たった際に、その周端が眼球に損傷を与える危険性があるし、これを側方から見た場合には、正面から見た場合と比較して視認性が低下することになるから、上記記載から、「衝撃緩和兼視認性向上の為の部材 3」は球状であると理解することができる。

したがって、本件登録実用新案 9 は、刊行物 1 考案及び刊行物 3 に記載された周知技術に基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるとした本件審決の判断に誤りはなく、原告の上記主張は理由がない。

イ 本件登録実用新案 10 の容易想到性の判断の誤りに対し

原告は、本件登録実用新案 9 は、当業者が刊行物 1 考案及び刊行物 3 記載の周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとはいえず、同様に、本件登録実用新案 10 は、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとはいえないから、本件審決における本件登録実用新案 10 の容易想到性の判断に誤りがある旨主張する。

しかしながら、前記アのとおり、本件登録実用新案 9 は、刊行物 1 考案及び刊行物 3 に記載された周知技術に基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものである。

また、刊行物 1 考案では、折り返し部 9 の幅が、仮接着部 1 の幅よりも

広く構成されている。

そうすると、本件登録実用新案１０は、刊行物１考案及び刊行物３に記載された周知技術に基づき、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、本件審決の判断に誤りはなく、原告の上記主張は理由がない。

以上によれば、原告主張の取消事由６は理由がない。

第４ 当裁判所の判断

１ 取消事由１－(１)（本件登録実用新案１と刊行物１考案の同一性の判断の誤り）について

(１) 本件明細書の記載事項等について

ア 本件訂正後の実用新案登録請求の範囲の記載は、前記第２の２のとおりである。

イ 本件明細書（甲１２）の「考案の詳細な説明」には、次のような記載がある（下記記載中に引用する図面については別紙１を参照）。

(ア) 【技術分野】

【０００１】

本考案は、つけまつげを試着するときに用いられる試着ツールに関するものである。

(イ) 【背景技術】

【０００２】

つけまつげには、長さや色、毛の密度やカールの程度などの違いにより、さまざまな種類がある。これらのつけまつげは、これ自体が包装された状態で店頭に置かれている。

【０００３】

つけまつげの購入者は、包装されたつけまつげを見た上で、自分に似合いそうなつけまつげを選択している。すなわち、購入者は、つけまつ

げが装着された状態を想像した上で、つけまつけを選択している。

(ウ) 【考案が解決しようとする課題】

【0004】

つけまつけを購入するときには、つけまつけが装着された状態を想像するだけであるため、実際につけまつけを装着したときに、購入者は、つけまつけが不似合いであることに気付くこともある。

【0005】

そこで、本考案の目的は、つけまつけの購入者（使用者）が、つけまつけを選択するときに、つけまつけを装着した状態を容易に確認することができる試着ツールを提供するものである。

(エ) 【課題を解決するための手段】

【0006】

本考案は、つけまつけの試着に用いられる試着ツールであって、使用者によって保持されるグリップ部と、つけまつけの基端部を支持し、グリップ部から延びる棒状の支持部と、を有する。支持部は、眼を開いたときのつけまつけの装着ラインに沿って延びている。

【0007】

グリップ部は、平板状に形成することができる。グリップ部を平板状に形成することにより、試着ツールの使用者は、グリップ部を保持しやすくなる。また、使用者がグリップ部を保持したときに、試着ツールに取り付けられるつけまつけの向きを所定の状態に維持することができる。

【0008】

グリップ部の幅は、支持部の幅よりも広くすることができる。これにより、使用者がグリップ部を保持しやすくなる。また、グリップ部に対して、ブランドロゴを形成したり、つけまつけに関する情報が記載されたシールを貼り付けたりするためのスペースを確保することができる。

【０００９】

グリップ部は、支持部を含む平面に対して交差する方向に延ばすことができる。これにより、試着ツールを使用するときに、使用者の顔に沿った状態で試着ツールを位置させることができる。

【００１０】

支持部は、三次元方向に曲げ形成することができる。支持部は、使用者の眼に沿って配置されるものであり、眼の周囲は、三次元の形状を有している。したがって、支持部を三次元方向に曲げ形成すれば、使用者の眼に沿って支持部を配置させやすくなる。

【００１１】

支持部は、黒色とすることができる。支持部の材料として、黒色の材料を用いるときには、この材料を用いて支持部を形成すればよい。支持部の材料として、黒色ではない材料を用いるときには、この材料を用いて支持部を形成するときに、黒色に着色すればよい。支持部を黒色とすれば、支持部に対して、アイラインの効果を持たせることができる。

【００１３】

支持部の先端には、球状部を設けることができる。これにより、試着ツールを使用するときの安全性を確保することができる。球状部の幅は、支持部の幅よりも広くすることができる。

(オ) 【考案の効果】

【００１４】

つけまつけの購入者（使用者）は、本考案の試着ツールを用いて、自分の眼につけまつけを合わせることにより、つけまつけを装着した状態を容易に確認することができる。

(カ) 【考案を実施するための形態】

【実施例１】

【００１６】

本考案の実施例１である試着ツールについて説明する。図１は、試着ツールの外観を示す斜視図であり、図２および図３は、試着ツールの上面図および下面図である。

【００１７】

試着ツール１は、つけまつげが装着されるツールである。つけまつげは、この特徴に応じて複数種類が用意されている。複数種類のつけまつげのそれぞれを、試着ツール１に装着することができる。試着ツール１は、例えば、金属や樹脂で形成することができる。

【００１８】

試着ツール１は、棒状の部材として構成されており、グリップ部１１と、支持部１２と、球状部１３と、延長部１４とを有する。グリップ部１１、支持部１２、球状部１３および延長部１４は、一体的に形成されている。グリップ部１１は、試着ツール１の長手方向における一端側に位置しており、支持部１２は、試着ツール１の長手方向における他端側に位置している。

【００１９】

グリップ部１１は、使用者が試着ツール１を使用するときに、使用者によって保持される部分である。グリップ部１１は、平板状に形成されている。すなわち、グリップ部１１の幅 $W11$ は、グリップ部１１の厚さ $T11$ よりも大きくなっている。グリップ部１１を平板状に形成することにより、使用者は、グリップ部１１を保持しやすくなるとともに、使用者がグリップ部１１を保持したときに、試着ツール１を所望の姿勢に維持させやすくなる。

【００２０】

グリップ部１１の形状は、平板形状に限るものではなく、他の形状で

あってもよい。例えば、グリップ部 11 を円柱状に形成することもできる。ここで、本実施例のように、グリップ部 11 を平板状に形成することにより、使用者は、グリップ部 11 を保持し易くなる。

【0021】

グリップ部 11 の幅は、支持部 12 に向かうにつれて狭くなっている。グリップ部 11 には、図 2 に示すように、ブランドロゴ 11a が形成されている。ブランドロゴ 11a とは、試着ツール 1 に装着されるつけまつけに関するブランドである。本実施例において、ブランドロゴ 11a は、グリップ部 11 を彫ることによって形成されているが、これに限るものではない。例えば、ブランドロゴが記載されたシールをグリップ部 11 に貼り付けるだけでもよい。

(キ) 【0026】

本実施例では、グリップ部 11 および支持部 12 の間に、試着ツール 1 の長さを確保するための延長部 14 を設けている。ここで、延長部 14 の長さは、試着ツール 1 の使いやすさなどを考慮して適宜設定することができる。また、延長部 14 は、省略することもできる。

【0027】

図 1 に示すように、支持部 12 は、図 1 の上側に凸となるように屈曲している。言い換えれば、支持部 12 は、グリップ部 11 を含む平面（仮想平面）に対して、図 1 の上側に凸となるように屈曲している。図 1 に示す矢印 R1 は、二次元平面内における支持部 12 の屈曲率を示している。ここでいう二次元平面は、グリップ部 11 を含む平面と直交する平面である。支持部 12 の屈曲率は、使用者が眼を開けたときのまつげのラインに基づいて設定される。まつげのラインは、予め定められた標準的な人間における、まつげのラインである。

【0028】

また、図2および図3に示すように、支持部12は、試着ツール1の中心線Lに対して片側に屈曲している。図2および図3に示す矢印R2は、二次元平面内における支持部12の屈曲率を示している。ここでいう二次元平面は、グリップ部11を含む平面であり、図1に示す矢印R1における二次元平面とは異なる平面である。

【0029】

人間のまつげのラインは、二次元平面内で屈曲しているのではなく、三次元方向（矢印R1、R2）において屈曲している。この点を考慮して、支持部12の形状を設定している。

【0030】

支持部12には、支持部12の長手方向に延びる溝12aが形成されている。支持部12の長手方向における溝12aの長さは、適宜設定することができる。すなわち、溝12aの長さは、つけまつげを取り付けることができる長さであればよい。

【0031】

溝12aには、つけまつげの基端部が固定される。例えば、接着剤を用いることにより、つけまつげの基端部を溝12aに取り付けることができる。溝12aを設けることにより、つけまつげを支持部12に容易に取り付けることができる。つけまつげを溝12aから剥がせば、他のつけまつげを溝12aに取り付けることができる。

【0032】

本実施例では、支持部12（溝12a）に対して、つけまつげを着脱可能としているが、つけまつげが支持部12から外れないように固定しておくこともできる。この場合には、種類の異なるつけまつげの数に応じた数だけ、試着ツール1を用意しておく必要がある。

【0033】

図5には、図2のA-A断面図を示す。図5に示すように、溝12aは、支持部12の中心Cからずれた位置に設けられている。すなわち、溝12aは、図2に示すように、支持部12の外径側に設けられている。

【0034】

これにより、つけまづけが取り付けられた支持部12を使用者の眼に沿って配置したときに、使用者の眼から離れる方向につけまづけが延びるようになる。すなわち、つけまづけを実際に使用した状態と同様の状態とすることができる。

(ク) 【0035】

ここで、支持部12の色は、黒色とすることが好ましい。また、試着ツール1のうち、支持部12を除く部分は、透明であることが好ましい。具体的には、略透明な試着ツール1を形成しておき、支持部12を黒色で着色することができる。支持部12を黒色とすることにより、支持部12をアイラインとして用いることができる。これにより、使用者は、アイライン（化粧）も含めて、つけまづけを装着した状態を確認することができる。

(ケ) 【0038】

試着ツール1（支持部12）の先端には、球状部13が設けられている。球状部13は、試着ツール1を使用するときに、試着ツール1の先端が使用者の顔を傷つけてしまうのを阻止するために設けられている。本実施例において、球状部13は、球体に沿った形状に形成されているが、これに限るものではなく、凸状の曲面を有していればよい。試着ツール1を使用するとき、使用者の目頭に対応した位置に、球状部13が位置する。

【0039】

球状部13の幅（直径に相当する）は、支持部12の幅よりも広くな

っている。なお、球状部 1 3 の幅は、支持部 1 2 の幅と等しくすることもできる。また、本実施例では、球状部 1 3 が支持部 1 2 と一体的に形成されているが、これに限るものではない。具体的には、球状部 1 3 に相当する部材（球状部材という）を用意しておき、球状部材を支持部 1 2 の先端に取り付けることもできる。ここで、支持部 1 2 の先端が挿入される溝を、球状部材に形成しておけばよい。

(コ) 【0040】

図 6 には、つけまつけ 2 0 の基端部を溝 1 2 a に固定した状態を示している。また、図 7 および図 8 には、つけまつけ 2 0 が取り付けられた試着ツール 1 を、使用者が使用しているときの状態を示している。

【0041】

図 8 に示す点線 H は、顔の輪郭を示しており、領域 H 1 1 は、眼に相当し、領域 H 1 2 は、鼻に相当する。図 8 に示すように、試着ツール 1 を使用するとき、グリップ部 1 1 は、支持部 1 2 よりも後方に位置している。本実施例では、図 2 および図 3 を用いて説明したように、支持部 1 2 は、矢印 R 2 で示す曲率を有している。このため、グリップ部 1 1 は、支持部 1 2 よりも後方に位置することになる。

【0042】

図 7 に示すように、使用者は、試着ツール 1 を使用することにより、試着ツール 1 に取り付けられたつけまつけ 2 0 を、自分の顔に合わせて確認することができる。具体的には、使用者は、鏡を用いることにより、つけまつけ 2 0 を装着した状態を確認することができる。ここで、グリップ部 1 1 を回転させれば、つけまつけ 2 0 の向きを変更することができる。つけまつけ 2 0 の向きを確認することもできる。

【0043】

本実施例では、上述したように、支持部 1 2 が三次元方向で曲率（矢

印R 1，R 2の曲率）を有している。このように支持部1 2を曲げ形成することにより，グリップ部1 1を回転させたときに，球状部1 3が使用者の顔から離れてしまうのを抑制することができる。この点に関して，以下に説明する。

【0044】

図9は，比較例としての試着ツールの構造を示す概略図である。ここで，本実施例で説明した部材と同一の機能を有する部材については，同一符号を用いている。図9（A）は，試着ツール1の側面図である。図9（B）は，試着ツール1の上面図であり，図2に対応した図である。

【0045】

図9に示す試着ツール1では，支持部1 2が二次元平面内だけで曲率を有している。グリップ部1 1を回転させると，球状部1 3が顔から離れる方向に変位してしまう。グリップ部1 1を回転させて，つけまっげの向きを変更するとき，支持部1 2の領域Eは固定されることが多い。領域Eが固定された状態において，試着ツール1を回転軸RA 1の周りで回転させると，球状部1 3は，矢印M 1の方向に変位する。矢印M 1の方向は，使用者の顔から離れる方向である。図10には，球状部1 3が矢印M 1の方向に変位したときの変位量D 1を示す。

【0046】

図11は，本実施例である試着ツールの構造を示す概略図である。図11（A）は，試着ツールの側面図である。図11（B）は，試着ツールの上面図であり，図2，図3および図8に相当する図である。

【0047】

本実施例の試着ツール1では，グリップ部1 1を回転させても，球状部1 3が顔から離れ難くすることができる。試着ツール1を回転軸RA 2の周りで回転させると，球状部1 3は，回転軸RA 2を回転中心とし

た移動軌跡に沿って移動することになる。ここで、球状部 1 3 の変位量は、図 1 1 (B) の左右方向における成分（変位量）と、図 1 1 (B) の上下方向における成分（変位量）とを合成したものとなる。言い換えれば、球状部 1 3 の変位量は、2 つの成分に分散させることができる。

【0048】

支持部 1 2 の領域 E が固定された状態でも、球状部 1 3 は、矢印 M 2 の方向に変位するが、上述したように、球状部 1 3 の変位量が 2 つの方向に分散されるために、矢印 M 2 方向の変位量は、図 9、1 0 に示す矢印 M 1 方向の変位量よりも小さくすることができる。図 1 2 には、球状部 1 3 が矢印 M 2 の方向に変位したときの変位量 D 2 を示す。比較例および本実施例の試着ツール 1 を同様に回転させたとき、変位量 D 2 は、図 1 0 に示す変位量 D 1 よりも小さくなる。このように、グリップ部 1 1 を回転させたときに、球状部 1 3 が顔から離れ難くすることにより、球状部 1 3 が顔から離れることによる違和感を低減することができる。

ウ 前記ア及びイによれば、本件明細書には、本件登録実用新案 1 に関し、次のような開示があることが認められる。

(ア) 従来、つけまつげは、毛の長さ、色、密度、カールの程度などが異なる様々な種類のものがそれぞれ包装された状態で店頭に置かれているので、購入者は、自分に似合いそうなつけまつげを選択する際、包装されたつけまつげが装着された状態を想像するだけであり、実際に装着して初めて不似合いであることに気付くことがあるという問題があった（段落【0002】ないし【0004】）。

(イ) 「本考案」は、上記問題を解決し、つけまつげの購入者（使用者）が、つけまつげを選択するときに、つけまつげを装着した状態を容易に確認することができる試着ツールを提供することを目的とする（段落【0005】）。「本考案」は、購入者（使用者）は、「本考案」の試着ツ

ールを用いて、自分の眼につけまつげを合わせることにより、つけまつげを装着した状態を容易に確認することができるという効果を奏する（段落【0014】）。

(2) 刊行物1の記載事項について

刊行物1（甲7）には、次のような記載がある（下記記載中に引用する図1，3ないし9については別紙2を参照）。

ア 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】

全体が細線状素材で形成されるカウンセリング用具であって、このカウンセリング用具の一端部に、前方に向かって円弧状に膨隆するつけ睫の仮接着部を形成し、この仮接着部の目頭側の端部を目にかからない位置で下方に屈曲して縦軸部を形成し、この縦軸部の下端を目と鼻にかからない位置で目尻側に屈曲して戻り勾配部を形成し、この戻り勾配部の下端をさらに下方に屈曲して延伸把持部を形成したことを特徴とするつけ睫カウンセリング用具。

【請求項2】

前記カウンセリング用具を金属又は合成樹脂製としたことを特徴とする請求項1記載のつけ睫カウンセリング用具。

【請求項3】

前記カウンセリング用具が肌色に着色されていることを特徴とする請求項1又は2記載のつけ睫カウンセリング用具。

イ 考案の詳細な説明

(ア) 【技術分野】

【0001】

本考案は、顧客にとって似合うタイプのつけ睫を選択するために、美容相談員などが当該顧客につけ睫のカウンセリングをする際に、カウ

セリングツールとして役立つ、つけ睫カウンセリング用具を得ることを目的とする。

(イ) 【背景技術】

【0002】

従来化粧法のひとつに、つけ睫を自分の目の周りにつける化粧法が知られている。

つけ睫には、大きさや形状、形態、カラーなどの違いから、複数種類の商品がそろえられており、さらに使用する側からも、自分の個性に合わせるため、使用する場所、時間帯、相手の状況などを考慮して、最適のつけ睫を選定したいという希望がある。

このような状況下で、顧客が好みのつけ睫を購入しようとする場合には、商品の選定に迷い美容相談員などにアドバイスを求めることが多くなる。

【0003】

このようなアドバイスを求められた美容部員は、顧客にとって似合うと思われるつけ睫を推奨することはできるが、顧客自身にとってはつけ睫をつけた自分の顔がどのようなイメージとなるかを知りたいと思うにもかかわらず、それを知る手段がないのが実情であった。

(ウ) 【考案が解決しようとする課題】

【0004】

上記特許文献1に記載されたつけ睫カウンセリング用具にあっては、つけ睫を透明樹脂薄板に取り付けて自分の目の前にあてがい、その姿を鏡に写して顧客自身の目でつけ睫の状態が似合うか否かの判断をするものであるが、つけ睫を取り付けた透明樹脂薄板の周り（特につけ睫装着位置の左右及び上方部）には武骨な厚紙製の枠体が存在するため、この枠体が顔の一部を覆い隠すことになり、邪魔な存在となっていた。

本考案は、上記の問題点を解消して、使いやすいつけ睫カウンセリング用具を提供せんとするものである。

(エ) 【考案の効果】

【0010】

以上述べたように、請求項1及び2のつけ睫カウンセリング用具によれば、全体が細線状素材で形成されるためカウンセリング用具で顔が隠されるという事態が起こらず、その結果対象となったつけ睫が自分のイメージに合うか否かが、鏡に映った姿からすぐに正確に判断できるという効果がある。

【0011】

さらにつけ睫カウンセリング用具におけるつけ睫の仮接着部と縦軸部と戻り勾配部と延伸把持部との構成が小さく扱いやすい形態であるので、使用時には延伸把持部を指先で摘みながらつけ睫を自分の睫位置に簡単に位置合わせできる構成であり、位置合わせが終わった状態ではカウンセリング用具が目の前に来たり、隆起した鼻にぶつかったりする事がないので、持ちやすくかつカウンセリング用具の先端を目の中に入れてしまうような事故も防止でき、安定した使い方ができるという効果がある。

【0012】

請求項3のつけ睫カウンセリング用具によれば、カウンセリング用具が肌色を呈するので、カウンセリング用具が肌に溶け込んだようになり、自然な感じが高まり、一層使いやすくなるという効果が達成される。

(オ) 【考案を実施するための最良の形態】

【0015】

以下添付図面に基づいて、本考案に係るつけ睫カウンセリング用具の実施例を詳説する。

図1は本考案のつけ睫カウンセリング用具の右目用の斜視図、図2は

同左目用の斜視図，図 3 は同右目用の正面図，図 4 は同右側面図，図 5 は同平面図であり，図 6 はつけ睫カウンセリング用具につけ睫を仮接着する状態の拡大正面図，図 7 はつけ睫カウンセリング用具につけ睫を仮接着した状態の拡大斜視図，図 8 は前図のつけ睫カウンセリング用具を顔にあてがった状態の正面図であり，図 9 は他の実施例の斜視図，図 10 はさらに他の実施例の斜視図である。

【第 1 実施の形態】

【0016】

本考案の第 1 実施の形態のつけ睫カウンセリング用具 10 は，全体がアルミニウム，ステンレスなどの金属，あるいは適宜の合成樹脂素材製の細線状素材で形成され，その素材には必要に応じて，好みの色彩，例えば肌色などに着色されるが，素材の地色で仕上られることもある。

【0017】

このカウンセリング用具 10 の一端部には，前方に向かって円弧状に膨隆するつけ睫の仮接着部 1 が形成されている。この仮接着部 1 には，商品たるつけ睫 2 が適宜の糊材料を介して仮接着される。

この仮接着部 1 の目頭側 A の端部は目 4 にかからない位置（被さらない位置のこと）で下方に屈曲して縦軸部 3 を形成している。この縦軸部 3 は，垂直状であることが好ましいが，必ずしも垂直状でなくても，それに近い状態であればかまわない。

【0018】

つぎにこの縦軸部 3 の下端を目 4 と鼻 5 にかからない位置（被さらない位置のこと）で目尻側 B に屈曲して戻り勾配部 6 を形成している。この戻り勾配部 6 は適宜の傾斜を有する状態で形成されるもので，目 4 と鼻 5 に重なり合わない状態となり，かつ目の周囲に圧迫感を与えないことを配慮して適宜設計を変更することも可能である。

【００１９】

また本考案では、この戻り勾配部６の下端をさらに下方に屈曲して延伸把持部７を形成している。この延伸把持部７は使用者が自分の指８でつけ睫カウンセリング用具１０を摘むための部位であるから、好ましくは摘んだつけ睫カウンセリング用具１０を顔にあてがいやすくなる位置（例えば、目４の下方中央付近）に来るようにすると一層使いやすい。

【００２０】

さらに上記の仮接着部１と延伸把持部７のそれぞれの端縁を、安全上の目的から折り返し部９に形成しておくこと、それぞれの端縁が丸みを帯びた状態となり、その端縁で指や顔を刺すような事故が起こりにくくなり、安全となる。

そもそも本考案のカウンセリング用具は、全体形状からその先端が目の前に来るようなことがないため、安全性への配慮が施されているが、折り返し部９の形成は更なる安全を追及して考えられたものである。

【第２実施の形態】

【００２１】

つぎに図９に示すつけ睫カウンセリング用具２０は、延伸把持部７にタグ２１を形成したものであり、このタグ２１には商品の識別符号や、説明などが表示されるものであり、このタグ２１の表示を目印としてつけ睫カウンセリング用具２０の識別、すなわちその仮接着部１に仮接着されているつけ睫２の識別が可能となり、多数種類の商品を混同することなく選択判定できる特徴がある。

(カ) 【第４実施の形態】

【００２３】

つぎに本考案を使用してつけ睫についてのカウンセリングをする手順を説明する。

ケース１としては、まず商品選定（顧客自身が行なっても、カウンセラーが推奨しても、いずれでも良い）をした後、その選定された商品（その商品と同一の見本でも良い）をカウンセリング用具１０，２０，３０の仮接着部１，３１に糊を介して仮接着し、その後カウンセリング用具を顧客の顔の前にあてがい、睫位置が重なり合うようにセットして顧客自身の目でその良し悪しを判断し、良しと判断した場合には商品の買い上げという結果につながり、悪しと判断した場合には、上記の手順を再度繰り返して良しという判断が出るまで何度も繰り返すことになる。

【００２４】

またケース２としては、カウンセリング用具１０，２０，３０の仮接着部１，３１に糊を介して複数種類のつけ睫２を仮接着したものを予め用意しておき、このカウンセリング用具を実際の商品の展示部の横に並べて載置しておき、この状態で実際の商品の商品選定（顧客自身が行なっても、カウンセラーが推奨しても、いずれでも良い）をした後、その選定された商品の横に載置されたカウンセリング用具１０，２０，３０を顧客の顔の前にあてがい、睫位置が重なり合うようにセットして顧客自身の目でその良し悪しを判断し、良しと判断した場合には商品の買い上げという結果につながり、悪しと判断した場合には、上記の手順を再度繰り返して良しという判断が出るまで何度も繰り返すことになる。

(キ) 【産業上の利用可能性】

【００２５】

本考案は、化粧関連用品特につけ睫の販売の現場等において利用される。

(3) 同一性の判断の誤りの有無について

原告は、刊行物１には、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成及び「前記支持部は、…前記つけまつげの装着ライ

ンに沿って延びている」との構成の開示はなく、刊行物１考案は上記各構成を備えていない点で本件登録実用新案１と相違するから、本件登録実用新案１は刊行物１考案と同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである旨主張するので、以下において判断する。

ア 「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成について

原告は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成は、棒状の支持部の一端のみがグリップ部に繋がっていることを意味するものであり、上記構成を含む試着ツールの全体形状は長尺状であることを当然に理解できるから、上記構成は本件登録実用新案１の「試着ツール」が長尺状であることを特定したものといえるが、刊行物１考案のカウンセリング用具１０は、長尺状のものとは明らかに異なるなどとして、刊行物１考案は、上記構成を備えていない点において本件登録実用新案１と相違する旨主張する。

(ア) 本件登録実用新案１の実用新案登録請求の範囲（請求項１）には、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」にいう「グリップ部」は、「使用者によって保持される」ものであることが規定されているが、「グリップ部」の形状を特定する記載はないし、「棒状の支持部」が「グリップ部」から延びる態様を特定する記載もなく、ましてや、「棒状の支持部」の一端のみが「グリップ部」に繋がっていることを特定する記載はない。さらには、請求項１には、本件登録実用新案１の「試着ツール」の全体形状が「長尺状」であることを明記した記載はない。

次に、本件明細書（甲１２）には、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の語を定義した記載はないし、「長尺状」の語の記載もない。もっとも、本件明細書には、「実施例１」として、「グリップ部１１は、試着ツール１の長手方向における一端側に位

置しており、支持部１２は、試着ツール１の長手方向における他端側に位置している。」（段落【００１８】）との記載があり、別紙１の図１ないし３には、支持部１２の一端が延長部１４を介してグリップ部１１とつながり、支持部１２の他端の先端が球状部１３として構成された試着ツール１が記載されているが、他方で、本件明細書には、本件登録実用新案１の試着ツールを実施例１に記載された形状のものに限定する記載や、図１ないし３に記載された形状のものに限定する記載はない。かえって、本件明細書には、「グリップ部１１の形状は、平板形状に限るものではなく、他の形状であってもよい。例えば、グリップ部１１を円柱状に形成することもできる。」（段落【００２０】）、「本実施例では、グリップ部１１および支持部１２の間に、試着ツール１の長さを確保するための延長部１４を設けている。ここで、延長部１４の長さは、試着ツール１の使いやすさなどを考慮して適宜設定することができる。また、延長部１４は、省略することもできる。」（段落【００２６】）との記載があることからすれば、本件明細書は、本件登録実用新案１の試着ツールを実施例１に記載された形状のものや図１ないし３に記載された形状のものに限定していないことは明らかである。

そうすると、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」とは、その文言どおり、「棒状の支持部」が「グリップ部」から延びていることを特定したにとどまるものであって、棒状の支持部の一端のみがグリップ部につながっていることを意味するものと解することはできないし、ましてや、上記「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成が本件登録実用新案１の「試着ツール」の形状が長尺状であることを特定したものと解することはできない。

(イ) これに対し原告は、特定部分が他の部分から一方向につながっていることを表現するために、「…から延びる棒状…」と記載することは、

極めて一般的かつ定型的な手段であること（甲 2 2 ないし 2 5）からすると、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成は、棒状の支持部の一端のみがグリップ部につながっていることを意味するものであり、本件明細書の段落【0 0 1 4】記載の「つけまつけの購入者（使用者）は、本考案の試着ツールを用いて、自分の眼につけまつけを合わせることにより、つけまつけを装着した状態を容易に確認することができる。」という本件登録実用新案 1 の効果は、長尺状の試着ツールを別紙 1 の図 7 に示す使用形態で使用するによって奏するものといえるから、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成は、本件登録実用新案 1 の「試着ツール」の形状が長尺状であることを特定したものと解すべきである旨主張する。

しかしながら、部材の特定部分が他の部分から一方向につながっていることを表現するために「…から延びる棒状…」と記載する例があるとしても、他方で、「…から延びる…」の語は、部材の両端部が他の部分につながっていることを表現する場合に用いる例もあり（乙 1 0 ないし 1 3）、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の文言から直ちに棒状の支持部の一端のみがグリップ部につながっていることを意味するものと解することはできない。

また、前記(1)ウ認定の本件明細書の開示事項によれば、本件登録実用新案 1 は、従来は、つけまつけが包装された状態で店頭に置かれているため、購入者は、自分に似合いそうなつけまつけを選択する際に装着した状態を確認することができず、実際に装着して初めて不似合いであることに気付くことがあるという問題を解決し、つけまつけの購入者（使用者）が、つけまつけを選択するときに、つけまつけを装着した状態を容易に確認することができる試着ツールを提供することを目的とするものであって、つけまつけが包装されていない状態で、装着した状態を容

易に確認することができる構成のものであれば、本件登録実用新案１の効果（段落【００１４】）を奏するものといえるから、長尺状の試着ツールを図７に示す使用形態で使用するによってのみ上記効果を奏するということはできない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

（ウ） 前記（２）の刊行物１（甲７）の記載事項によれば、刊行物１には、本件審決認定の刊行物１考案が記載されていること（前記第２の３（２）ア）が認められる。

そして、前記（ア）によれば、刊行物１考案の「延伸把持部７」及び「仮接着部１」は、それぞれ本件登録実用新案１の「グリップ部」及び「支持部」に相当し、刊行物１考案の「延伸把持部７から延びる細線状の仮接着部１」は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」に相当するものと認められる。

そうすると、刊行物１考案は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えているといえるから、刊行物１考案は、上記構成を備えていない点において本件登録実用新案１と相違するとの原告の主張は、理由がない。

イ 「前記支持部は、…前記つけまつげの装着ラインに沿って延びている」との構成

原告は、本件明細書の段落【００２９】の記載によれば、本件登録実用新案１の「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまつげの装着ラインに沿って延びている」との構成は、支持部が、「三次元方向において屈曲する」つけまつげの装着ライン（つけまつげを試着するライン）に沿って延びていることを特定したものと解すべきであるが、刊行物１には、仮接着部１が所定の平面に沿って配置されていることが開示されているが、これは、仮接着部１が「三次元方向において屈曲する」と異な

るから、刊行物１考案は、上記構成を備えていない点において本件登録実用新案１と相違する旨主張する。

(ア) 本件登録実用新案１の実用新案登録請求の範囲（請求項１）には、本件登録実用新案１の「支持部」に関し、「前記つけまつげの基端部を支持し、前記グリップ部から延びる棒状の支持部」、「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまつげの装着ラインに沿って延びていること」との記載があるが、「支持部」が、「三次元方向において屈曲する」つけまつげの装着ライン（つけまつげを試着するライン）に沿って延びていることを特定した記載はない。かえって、「支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」ことは請求項１を引用する請求項５に記載されていることからすると、請求項５は、請求項１の「支持部」を「三次元方向に曲げ形成されている」構成のものに限定したものと解するのが自然であるから、本件登録実用新案１の「支持部」は、上記構成のものに限定されないというべきである。

次に、本件明細書には、本件登録実用新案１の「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまつげの装着ラインに沿って延びている」という「つけまつげの装着ラインに沿って」の語を定義した記載はない。原告が挙げる本件明細書の段落【００２９】の「人間のまつげのラインは、二次元平面内で屈曲しているのではなく、三次元方向（矢印Ｒ１，Ｒ２）において屈曲している。この点を考慮して、支持部１２の形状を設定している。」との記載は、別紙１の図２及び図３に示す「実施例１」における「支持部１２」に関するものであり、本件登録実用新案１は、上記実施例のものに限定されるものではない。

そうすると、本件登録実用新案１の「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまつげの装着ラインに沿って延びている」との構成は、支持部が、眼を開いたときのつけまつげを装着する箇所（ライン）に沿うも

のであれば、その態様は特に限定されるものではなく、また、上記構成は、支持部が、「三次元方向において屈曲する」つけまっげの装着ライン（つけまっげを試着するライン）に沿って延びていることを特定したものとはいえない。

(イ) 刊行物 1 には、「選定された商品（その商品と同一の見本でも良い）をカウンセリング用具 10、20、30 の仮接着部 1、31 に糊を介して仮接着し、その後カウンセリング用具を顧客の顔の前にあてがい、睫位置が重なり合うようにセットして顧客自身の目でその良し悪しを判断し、」（段落【0023】）との記載があることからすると、カウンセリング用具 10 は、仮接着部 1 に接着された「つけ睫」を顧客の睫に重なり合うように配置することができるものであり、このことは、仮接着部 1 が眼を開いたときのつけまっげを装着する箇所（ライン）に沿うものであることを示すものといえる。

そうすると、刊行物 1 考案における「仮接着部 1 は、眼を開いたときのつけ睫 2 の装着ラインに沿って延びている」との構成は、本件登録実用新案 1 の「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまっげの装着ラインに沿って延びている」との構成に相当するものと認められる。

したがって、刊行物 1 考案は、本件登録実用新案 1 の「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまっげの装着ラインに沿って延びている」との構成を備えているといえるから、刊行物 1 考案は、上記構成を備えていない点において本件登録実用新案 1 と相違するとの原告の主張は、理由がない。

ウ 小括

以上によれば、刊行物 1 考案は、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成及び「前記支持部は、眼を開いたときの前記つけまっげの装着ラインに沿って延びている」との構成を備えてい

るものと認められる。

また、刊行物 1 考案は、本件審決が認定するとおり、本件登録実用新案 1 の上記各構成以外のその余の構成も備えているものと認められる。

したがって、本件登録実用新案 1 は刊行物 1 考案と同一の考案であるとした本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由 1－(1)は理由がない。

2 取消事由 1－(2)（本件登録実用新案 1 と刊行物 2 考案 A の同一性の判断の誤り）について

(1) 刊行物 2 の記載事項

刊行物 2（甲 1）には、次のような記載がある（下記記載中に引用する図面については別紙 3 を参照）。

ア 【0001】

【産業上の利用分野】

本考案は販売促進用具に係るもので、商品のつけまつけを実際に使用しなくても、顧客に、あたかも装着した如き観念を与えるよう目視せしめ、その選択の便を図り得るつけまつけの試着表現用具すなわち試着表現ツールに関するものである。

【0002】

【従来技術】

従来においては、本考案に属するような技術は存在しない。

【0003】

【考案が解決しようとする課題】

女性の容貌が人さまざまであるように、その人に似合うつけまつけの形状もさまざまであると共に、容貌のみならず出掛ける場所の雰囲気を考慮すれば、つけまつけの種類を変えた方が良い場合がある。したがって、メーカーとしてもそれらのニーズに対応するため、多種類のつけまつけを製

作し提示することになる。

しかしそうすると、顧客がつけまつげを購入しようとする場合、その選択に迷うことになるが、試供品がある口紅等の商品と異なり、商品の性質上つけまつげには試供品がない。

【０００４】

したがって、顧客は商品を眺めながら自分が装着した状態を想像し、選択せざるを得ないので、購入後、実際に装着してから始めて不似合いであることに気が付くと云う事態が生ずることもまゝあった。

本考案は、かかる事態が生じないよう店頭において、恰も顧客が実際につけまつげを試着したかのような状態を作って目視せしめることにより、似合うかどうかの判断が容易的確になし得る如くとしたものである。

イ 【０００５】

【課題を解決するための手段】

本考案においては、透明樹脂薄板製で、まぶたを覆い得るカバーを、まぶたの湾曲度に合わせて皿状に湾曲せしめると共に、該カバーの下縁を、眼の横幅より少々広い幅で、開眼状態の右眼上まぶたの円弧に合わせた弧状に切断することによりつけまつげ構成縁を形成し、該つけまつげ構成縁上に沿って対応商品のつけまつげを付設することにより、前記課題を解決せんとするものである。

【０００６】

【作用】

本考案は前記の如く構成されているので、つけまつげ構成縁に付設したつけまつげが、開眼時の右上まぶたに沿って目視され得る如く、カバーを右眼に被せて鏡に映せば、恰も実際につけまつげを装着した如く看取されるので、前記つけまつげが自分に似合うかどうかの判断が容易的確になし得るものである。

また、右眼の装着状態と左眼の無装着状態との比較により、つけまつけを装着した場合における魅力増の程度が窺われるので、前記判断と相まってつけまつけ選択の参考となし得るものでもある。

尚、右利きの場合には普通右眼に装着して見るが、左利きの場合には左眼に装着するのが自然である。したがってその場合には、左眼の装着状態と右眼の無装着状態を比較し判断することになる。

ウ 【０００７】

【実施例１】

本考案に係るつけまつけ用試着表現ツールの実施例１は、図１の正面図・図２の底面図及び図３のＡ－Ａ断面図に示す如く、まぶたを覆い得、且つまぶたの湾曲度に合わせて皿状に湾曲せしめた透明樹脂薄板製のカバー（１）と、前記カバー（１）の下縁を、眼の横幅より少々広い幅で、開眼時の右眼（２）上まぶたの円弧に合わせた弧状に切断形成してなるつけまつけ構成縁（３）と、前記つけまつけ構成縁（３）に沿って付設したつけまつけ（４）とよりなるものである。

【０００８】

したがって、図４に示す如くカバー（１）を右眼（２）に被せ、つけまつけ構成縁（３）が上まぶたに沿って並列する如くなした状態を鏡に映せば、あたかも右眼（２）につけまつけ（４）を装着したかのように看取されると共に、該右眼（２）と無装着状態の左眼間に生ずる魅力の差も看取され得るので、顧客につけまつけ（４）の美容性を改めて認識せしめるものである。

尚、上記カバー（１）の樹脂材料としては、環境汚染に繋がらない樹脂を使用することが好ましい。

エ 【００１０】

【実施例３】

本考案に係るつけまっげ用試着表現ツールの実施例 3 は、図 6 の正面図・図 7 の背面図及び図 8 の底面図に示す如く、つけまっげ構成縁（3）部及びつけまっげ（4）部を除くカバー（1）の前面外周縁に接着してなる厚紙製の枠体（6）と、前記枠体（6）の斜め左上方に適当な幅と長さで連係突設してなる長方形の長方形把持板（7）と、前記長方形把持板（7）の先端部に開孔した懸吊孔（8）と、前記長方形把持板（7）の正面及び背面に設定した商品の品名・品番・種類・特徴等を示す商品識別印刷面（9）とよりなるものである。

【0011】

本実施例 3 はこのように構成してあるので、図 4 に示す如く、使用時にカバー（1）の保持がしづらい実施例 1 と異なり、図 9 の使用状態正面図に示す如く、長方形把持板（7）を把持し得るのでカバー（1）の保持が極めて容易である。

また、つけまっげ構成縁（3）に付設するつけまっげ（4）は試着該当商品の品名・種類等に従って異なるものであるから、顧客はまず本考案のつけまっげ用試着表現ツールを選択する必要があるが、その選択は商品識別印刷面（9）の記載事項に基づいてなされるものであり、その点本実施例 3 の構成は実施例 1 の構成より優れていると言える。

オ 【0015】

【実施例 6】

本考案に係るつけまっげ用試着表現ツールの実施例 6 は、空気中に浮遊する微粉塵の付着によりカバー（1）が汚損されるおそれを除くようにしたもので、図 13 に示す如く、実施例 3 におけるカバー（1）のつけまっげ構成縁（3）に沿って適当な幅のつけまっげ保持帯（12）が構成される如く、枠体（6）の内周縁に沿ってカバー（1）内部を切除することにより、前記カバー（1）面に削除孔（13）を形成してなるものである。

尚、図 13 に示す如く、長方形把持板（7）の長さ及び懸吊孔（8）の数等は特に限定されるものではない。

カ 【0017】

【考案の効果】

本考案に係るつけまつけ用試着表現ツールは前述の如く構成されているので、顧客はまず商品を見て良いと思われるものを選んだ後、つけまつけ用試着表現ツールの商品識別印刷面（9）或いは商品識別シール（11）等を見て、前記選定商品に該当するつけまつけ用試着表現ツールを選び、鏡を見ながらつけまつけ構成縁（3）を右眼（2）の上まぶたの縁に合わせれば、あたかも選定商品に該当するつけまつけ（4）を装着したかのような状態を目視し得る。

してみれば、選定商品が似合うかどうかを実際に体験したようなものであるから、顧客は自己の選定の正かったか否かを容易的確に認識し得る。

したがって、正しければその時点で選定商品を購入し得るし、違っていれば選定をし直し、該し直し選定商品に該当するつけまつけ用試着表現ツールを使用して再度似合うかどうかを検討することが出来る。

【0018】

しかして、以上の検討は繰り返し何度でも出来るので、従来の購入時と異なり、商品に対する顧客の満足感を充分満たしながら購入してもらえるため、本考案に係るつけまつけ用試着表現ツールの存在は、顧客を馴染み客とする可能性を秘めながら爾後の商品販売の拡大にも繋がる効果を生じさせるものと言える。…

(2) 同一性の判断の誤りの有無について

原告は、本件登録実用新案1の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成は、棒状の支持部の一端のみがグリップ部に繋がっていることを意味するものであり、上記構成は本件登録実用新案1の「試着ツール」が長尺

状であることを特定したものであることを前提として、刊行物２考案Ａは、「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていないから、本件登録実用新案１が刊行物２考案Ａと同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

ア しかしながら、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」とは、「棒状の支持部」が「グリップ部」から延びていることを特定したにとどまるものであって、棒状の支持部の一端のみがグリップ部につながっていることを意味するものと解することはできず、また、上記「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成が本件登録実用新案１の「試着ツール」の形状が長尺状であることを特定したものと解することはできないことは、前記１(３)ア(ア)のとおりである。

イ 前記(１)の刊行物２(甲１)の記載事項によれば、刊行物２には、本件審決認定の刊行物２考案Ａが記載されていること(前記第２の３(２)イ(ア))が認められる。

そして、刊行物２考案Ａの「長方形把持板(７)」及び「つけまつげ保持帯(１２)」は、それぞれ本件登録実用新案１の「グリップ部」及び「支持部」に相当し、刊行物２考案Ａの「長方形把持板(７)から延びる略棒状のつけまつげ保持帯(１２)」は、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」に相当するものと認められる。

そうすると、刊行物２考案Ａは、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えているといえる。

また、刊行物２考案Ａは、本件審決が認定するとおり、本件登録実用新案１の上記各構成以外のその余の構成も備えているものと認められる。

ウ 以上によれば、本件登録実用新案１は刊行物２考案Ａと同一の考案であるとした本件審決の判断に誤りはないから、原告の上記主張(取消事由１－(２))は理由がない。

3 取消事由 2－(2) (本件登録実用新案 2 と刊行物 2 考案 A の同一性の判断の誤り) について

原告は、本件登録実用新案 2 は、請求項 1 (本件登録実用新案 1) の記載を引用する考案であるところ、刊行物 2 考案 A は本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていないから、本件登録実用新案 2 が刊行物 2 考案 A と同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

(1) しかしながら、刊行物 2 考案 A は、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を含む本件登録実用新案 1 の構成を全て備えていることは、前記 2 (2) 認定のとおりである。

また、本件登録実用新案 2 は、「前記グリップ部は、平板状に形成されている」との構成を備えている点で本件登録実用新案 1 と相違するが、前記 2 (1) の刊行物 2 の記載事項によれば、刊行物 2 考案 A において、「グリップ部」に相当する「長方形把持板 (7)」は、平板状に形成されていることが認められるから、刊行物 2 考案 A は、上記構成を備えているといえる。

(2) 以上によれば、本件登録実用新案 2 が刊行物 2 考案 A と同一の考案であるとした本件審決の判断に誤りはないから、原告の上記主張(取消事由 2－(2)) は理由がない。

4 取消事由 3－(2) (本件登録実用新案 3 と刊行物 2 考案 A の同一性の判断の誤り) について

原告は、本件登録実用新案 3 は、請求項 1 (本件登録実用新案 1) 又は請求項 2 (本件登録実用新案 2) の記載を引用する考案であるところ、刊行物 2 考案 A は本件登録実用新案 1 及び 2 の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていないから、本件登録実用新案 3 が刊行物 2 考案 A と同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

(1) しかしながら、刊行物 2 考案 A は、本件登録実用新案 1 の「前記グリップ

部から延びる棒状の支持部」の構成を含む本件登録実用新案１の構成を全て備えていることは、前記２（２）認定のとおりである。

また、本件登録実用新案３は、「前記グリップ部の幅は、前記支持部の幅よりも広い」との構成を備えている点で本件登録実用新案１と相違するが、前記２（１）の刊行物２の記載事項によれば、刊行物２考案Ａにおいて、「グリップ部」に相当する「長方形把持板（７）」の幅が、「支持部」に相当する「つけまつげ保持帯（１２）」の幅よりも広いことが認められるから、刊行物２考案Ａは、上記構成を備えているといえる。

（２） 以上によれば、本件登録実用新案３が刊行物２考案Ａと同一の考案であるとした本件審決の判断に誤りはないから、原告の上記主張（取消事由３－（２））は理由がない。

５ 取消事由４－（２）（本件登録実用新案５と刊行物２考案Ａの同一性の判断の誤り）について

原告は、本件登録実用新案５は、請求項１ないし３（本件登録実用新案１ないし３）のいずれか一つの記載を引用する考案であるところ、刊行物２考案Ａは本件登録実用新案１ないし３の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を備えていないから、本件登録実用新案５が刊行物２考案Ａと同一の考案であるとした本件審決の判断は誤りである旨主張する。

（１）ア しかしながら、刊行物２考案Ａは、本件登録実用新案１の「前記グリップ部から延びる棒状の支持部」の構成を含む本件登録実用新案１の構成を全て備えていることは、前記２（２）認定のとおりである。

また、本件登録実用新案５は、「前記支持部は、三次元方向に曲げ形成されている」との構成を備えている点で本件登録実用新案１と相違するが、前記２（１）の刊行物２の記載事項によれば、刊行物２考案Ａにおいて、「支持部」に相当する「つけまつげ保持帯（１２）」が、「グリップ部」に相当する「長方形把持板（７）」を含む平面に対して、この平面内の方向と

は異なる方向（すなわち、「三次元方向」）において曲げ形成された形状（実施例6，別紙3の図6ないし8，13等参照）であることが認められるから，刊行物2考案Aは，上記構成を備えているといえる。

イ なお，この点に関し，原告は，本件登録実用新案5の「前記支持部は，三次元方向に曲げ形成されている」との構成は，本件明細書の図7，8及び11（別紙1参照）に示すように，「支持部が，支持部の基端（グリップ部と繋がる部分）から，グリップ部に対して三次元方向に曲げ形成されている」ことを特定したものであり，本件登録実用新案5は，上記構成を有することにより，図7，8及び11に示すように，本件登録実用新案5の試着ツールの使用時に，使用者の耳から眼に向かって試着ツールが配置されることになるので，グリップ部を回転させて，使用者の眼の上下方向において，つけまつげの向きを微調整したり，グリップ部を回転させたときに，支持部の先端が使用者の顔から離れてしまうことを抑制できるという効果を奏する旨の主張（前記第3の1(7)ア）もしている。

しかしながら，本件登録実用新案5の実用新案登録請求の範囲（請求項5）及び本件明細書には，本件登録実用新案5の「前記支持部は，三次元方向に曲げ形成されている」との構成を，図7，8及び11に示す構成のものに限定する旨の記載はないから，原告の上記主張は，採用することができない。

(2) 以上によれば，本件登録実用新案5が刊行物2考案Aと同一の考案であるとした本件審決の判断に誤りはないから，原告の上記主張(取消事由4-(2))は理由がない。

6 取消事由5（刊行物1を主引用例とする本件登録実用新案6の容易想到性の判断の誤り）について

原告は，本件審決は刊行物1考案において，支持部は黒色を有するものとす

ること（相違点２に係る本件登録実用新案６の構成）は当業者がきわめて容易になし得る程度の事項にすぎない旨判断したが、刊行物１の記載から当業者がきわめて容易に想到することができる事項は、刊行物１のカウンセリング用具１０の全体を黒色にすることだけであり、カウンセリング用具１０の全体を黒色にした構成のものは、本件登録実用新案６のアイラインの効果を奏することはないから、本件登録実用新案６と同視することはできず、当業者が、刊行物１考案において、カウンセリング用具１０の仮接着部１のみを黒色に着色し、相違点２に係る本件登録実用新案６の構成とすることをきわめて容易に想到することができたものとはいえないから、本件審決の上記判断は誤りである旨主張する。

- (1) 本件登録実用新案６の実用新案登録請求の範囲（請求項６）は、「前記支持部は、黒色を有することを特徴とする請求項１から５のいずれか１つに記載の試着ツール」というものである。請求項６が引用する請求項１によれば、「試着ツール」は、「使用者によって保持されるグリップ部」と、「前記つけまつげの基端部を支持し、前記グリップ部から延びる棒状の支持部」とを有するものといえる。

しかるところ、請求項６は、その文言上、「試着ツール」の構成部分のうち、「支持部」が「黒色を有すること」を規定したものといえるが、「試着ツール」の支持部を除く構成部分の色に関する記載はないから、本件登録実用新案６においては、支持部を除く構成部分の色に関する限定はないものと解される。

次に、本件明細書（甲１２）には、「実施例１」に関し、「ここで、支持部１２の色は、黒色とすることが好ましい。また、試着ツール１のうち、支持部１２を除く部分は、透明であることが好ましい。具体的には、略透明な試着ツール１を形成しておき、支持部１２を黒色で着色することができる。支持部１２を黒色とすることにより、支持部１２をアイラインとして用いる

ことができる。これにより、使用者は、アイライン（化粧）も含めて、つけまつげを装着した状態を確認することができる。」（段落【００３５】）との記載がある。上記記載は、試着ツール１のうち、支持部１２を黒色とし、支持部を除く部分は、透明であることが好ましく、このような構成とすることにより、支持部１２をアイラインとして用いることができることを示したものと見える。他方で、本件明細書には、本件登録実用新案６の「試着ツール」について、その支持部を除く部分を透明のもの（実施例１のもの）に限定する旨の記載はない。

また、本件明細書には、「支持部を黒色とすれば、支持部に対して、アイラインの効果を持たせることができる。」（段落【００１１】）との記載があるが、上記記載は、アイラインの効果について、支持部の色を黒色とした場合と他の色とした場合とを具体的に比較して述べたものではないし、本件明細書には、上記記載を裏付ける実験結果等の記載はない。また、試着ツールに装着したつけまつげの色、使用者の肌の色、化粧の有無及び態様、試着時の照明の有無、強度等は、アイラインの効果に影響を及ぼすものといえるから、試着ツールの支持部のみを黒色とした場合には、常にアイラインの効果が生じるものとはいえないし、他方で、支持部以外の部分を含む試着ツール全体を黒色とした場合には、アイラインの効果が生じないということもできない。

そうすると、本件明細書の上記記載から、支持部以外の部分を含む試着ツール全体を黒色とした構成のものは、本件登録実用新案６に含まれないと解することはできない。

以上の本件登録実用新案６の実用新案登録請求の範囲（請求項６）の記載及び本件明細書の記載事項によれば、本件登録実用新案６の「前記支持部は、黒色を有する」との構成には、試着ツールの支持部のみが黒色を有するもののみならず、支持部を除く部分を含む試着ツール全体が黒色を有するものと

が含まれるものと解される。

これと異なる原告の主張は採用することはできない。

- (2) 刊行物 1 の段落【0016】には、「本考案の第 1 実施の形態のつけ睫カウンセリング用具 10 は、全体がアルミニウム、ステンレスなどの金属、あるいは適宜の合成樹脂素材製の細線状素材で形成され、その素材には必要に応じて、好みの色彩、例えば肌色などに着色されるが、素材の地色で仕上られることもある。」との記載がある。上記記載は、カウンセリング用具 10 の仮接着部 1 を好みの色に着色することを示唆するものといえる。

そして、黒色は、基本色の一つであること、アルミニウム、ステンレスなどの素材を黒色に着色することは慣用技術であることからすると、刊行物 1 に接した当業者であれば、刊行物 1 考案の試着ツール全体を黒色とし、「支持部」に相当する「仮接着部 1」を「黒色を有する」構成（相違点 2 に係る本件登録実用新案 6 の構成）とすることをきわめて容易に想到することができたものと認められる。

- (3) 以上によれば、本件登録実用新案 6 は当業者が刊行物 1 考案に基づききわめて容易に考案をすることができたものであるとした本件審決の判断に誤りはないから、原告の上記主張（取消事由 5）は理由がない。

7 取消事由 6（刊行物 1 を主引用例とする本件登録実用新案 9 及び 10 の容易想到性の判断の誤り）について

原告は、本件審決は、①刊行物 1 考案と刊行物 3 記載の「まつげの化粧に関する化粧用具において、眼球に対する危険性を低くするため当該化粧用具の尖った先端部に当該先端部の幅より広い円形の部材を設けることにより安全性を確保すること」という周知技術に基づいて、刊行物 1 考案において、その折り返し部 9 に代えて、仮接着部 1 の幅より広い球状部とすること（相違点 3 に係る本件登録実用新案 10 の構成）は当業者が適宜なし得る程度の事項にすぎないから、本件登録実用新案 10 は当業者がきわめて容易に考案をすることがで

きたものである、②本件登録実用新案9は、本件登録実用新案10から「球状部の幅」を除いた構成のものであるから、刊行物1考案及び刊行物3に記載された上記周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものである旨判断したのは誤りである旨主張するので、以下において判断する。

(1) 刊行物3の記載事項について

ア 刊行物3（甲10）には、次のような記載がある（下記記載中に引用する図面については別紙4を参照）。

(ア) 【0001】

【考案の属する技術分野】

本考案は、マスカラ使用時に誤って眼球にブラシの先端があたっても、眼球に与える損傷を少なくし、又先端を目立たす事で眼球に当たりにくくする為、先端に衝撃緩和兼視認性向上の為の部材を装着した化粧用具に関するものである。

(イ) 【0006】

【実施例】

図1は当該マスカラブラシ全体、1はブラシ、2は軸部、3は衝撃緩和兼視認性向上の為の部材、4はハンドル。4のハンドルを指で持ち、マスカラの中味を1のブラシにつけ、まつ毛に塗布する。3の衝撃緩和兼視認性向上の為の部材がブラシ先端の2の軸部に装着してある為、万一眼球に当たっても損傷を与える危険性が低くなり、視認性も向上するので眼球に当たる可能性が少なくなり、安全性が向上する。

イ 前記ア及び図1（別紙4参照）によれば、刊行物3には、「まつげの化粧に関する化粧用具において、眼球に対する危険性を低くするため当該化粧用具の尖った先端部に当該先端部の幅より広い円形の部材を設けることにより安全性を確保すること」が記載され、図1において、マスカラブラ

シ 1 の軸部の先端に設けられた「衝撃緩和兼視認性向上の為の部材 3」として円形の部材が示されていることが認められる。

そして、刊行物 3（甲 10）の記載内容及びその発行日（平成 13 年 2 月 23 日）に照らすと、「まっげの化粧に関する化粧用具において、眼球に対する危険性を低くするため当該化粧用具の尖った先端部に当該先端部の幅より広い円形の部材を設けることにより安全性を確保すること」は、本件出願当時、周知であったことが認められる。

(2) 本件登録実用新案 9 の容易想到性の判断の誤りの有無について

ア 本件登録実用新案 9 の実用新案登録請求の範囲（請求項 9）は、「前記支持部の先端において、球状部を有することを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか 1 つに記載の試着ツール。」というものである。

前記 1 (3) ウ 認定のとおり、刊行物 1 考案は、本件登録実用新案 1（請求項 1）の構成を全て備えているから、請求項 1 記載の試着ツールである。

そうすると、請求項 1 を引用する本件登録実用新案 9 と刊行物 1 考案を対比すると、本件登録実用新案 9 は、「前記支持部の先端において、球状部を有する」のに対し、刊行物 1 考案は、そのような球状部を有するものではない点において相違し、その余の点は一致するものと認められる。

イ 刊行物 1 の段落【0020】には、「さらに上記の仮接着部 1 と延伸把持部 7 のそれぞれの端縁を、安全上の目的から折り返し部 9 に形成しておくこと、それぞれの端縁が丸みを帯びた状態となり、その端縁で指や顔を刺すような事故が起こりにくくなり、安全となる。」、「そもそも本考案のカウンセリング用具は、全体形状からその先端が目の前に来るようなことがないため、安全性への配慮が施されているが、折り返し部 9 の形成は更なる安全を追及して考えられたものである。」との記載がある。上記記載及び別紙 2 の図 1、図 3 等によれば、細線状の仮接着部 1 の端縁の折り返し部 9 は、仮接着部 1 の端縁を「丸みを帯びた状態」とすることにより、

その端縁で顔を刺すような事故が起こりにくくなるよう、安全性を配慮して設けられたことを理解することができる。

また、前記(1)イのとおり、「まつげの化粧に関する化粧用具において、眼球に対する危険性を低くするため当該化粧用具の尖った先端部に当該先端部の幅より広い円形の部材を設けることにより安全性を確保すること」は、本件出願当時、周知であったことが認められる。そして、刊行物1考案のカウンセリング用具10は、まつげの化粧に関する化粧用具に該当することは明らかである。

そうすると、刊行物1に接した当業者においては、刊行物1考案において、仮接着部1の端縁で顔を刺すような事故が起こりにくくなるよう、安全性を更に向上させることを目的として、上記周知技術を考慮し、仮接着部1の端縁を更に丸みを帯びた状態とするために折り返し部9に代えて端縁の幅より広い円形の部材としたり、ひいては端縁の幅より広い球状の部材とすることは、適宜なし得る設計的事項にすぎないものと認められる。

したがって、当業者は、刊行物1考案及び上記周知技術に基づいて、相違点に係る本件登録実用新案9の構成をきわめて容易に想到することができたものと認められる。

ウ これに対し原告は、刊行物3には、部材3を球状に形成することについての開示は存在せず、刊行物3から認定できる周知技術は、マスカラブラシの先端に円形の部材を設けたことだけであって、刊行物1考案に刊行物3に記載された周知技術を組み合わせても、本件登録実用新案9の「前記支持部の先端において、球状部を有する」構成にはならないから、本件登録実用新案9は、刊行物1考案及び上記周知技術に基づいて当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとはいえない旨主張する。

しかしながら、前記(1)イ認定のとおり、「まつげの化粧に関する化粧用具において、眼球に対する危険性を低くするため当該化粧用具の尖った先

端部に当該先端部の幅より広い円形の部材を設けることにより安全性を確保すること」は本件出願前に周知であったことからすれば、本件登録実用新案 9 は、刊行物 1 考案及び上記周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものと認められる。刊行物 3 に部材 3 を球状に形成することが直接記載されていないとしても、そのことは、上記認定を左右するものではない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

エ 以上によれば、本件登録実用新案 9 は、刊行物 1 考案及び刊行物 3 に記載された周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるとした本件審決の判断に誤りはない。

(3) 本件登録実用新案 10 の容易想到性の判断の誤りの有無について

ア 本件登録実用新案 10 の実用新案登録請求の範囲（請求項 10）は、「前記球状部の幅は、前記支持部の幅よりも広いことを特徴とする請求項 9 に記載の試着ツール。」というものであり、本件登録実用新案 9 と本件登録実用新案 10 とを対比すると、本件登録実用新案 10 では、本件登録実用新案 9 の「支持部の先端」の「球状部」について、その幅を「支持部の幅よりも広い」構成としたものである。

そして、本件登録実用新案 10 と刊行物 1 考案とは、本件登録実用新案 10 は、支持部の先端において、支持部の幅よりも広い幅の球状部を有するものであるのに対し、刊行物 1 考案は、そのような球状部を有するものではない点（相違点 3）で相違するものと認められる。

イ 前記(2)イで説示したのと同様の理由により、当業者は、刊行物 1 考案及び周知技術に基づいて、相違点 3 に係る本件登録実用新案 10 の構成をきわめて容易に想到することができたものと認められる。

また、前記(2)ウで説示したのと同様の理由により、これに反する原告の主張は理由がない。

ウ 以上によれば、本件登録実用新案 10 は、刊行物 1 考案及び刊行物 3 に記載された周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるとした本件審決の判断に誤りはない。

(4) 小括

以上のとおり、本件審決における本件登録実用新案 9 及び 10 の容易想到性の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由 6 は理由がない。

8 結論

以上の次第であるから、原告主張の取消事由 1－(1) 及び(2)、2－(2)、3－(2)、4－(2)、5 及び 6 はいずれも理由がないから、その余の点について判断するまでもなく、本件登録実用新案 1 ないし 3、5、6、9 及び 10 に係る実用新案登録を無効とすべきものとした本件審決の判断に誤りはない。本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

知的財産高等裁判所第 3 部

裁判長裁判官 大 鷹 一 郎

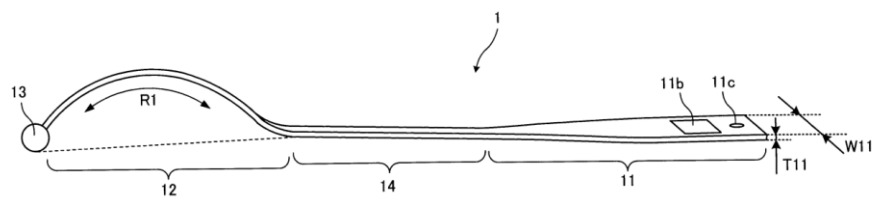
裁判官 大 西 勝 滋

裁判官 神 谷 厚 毅

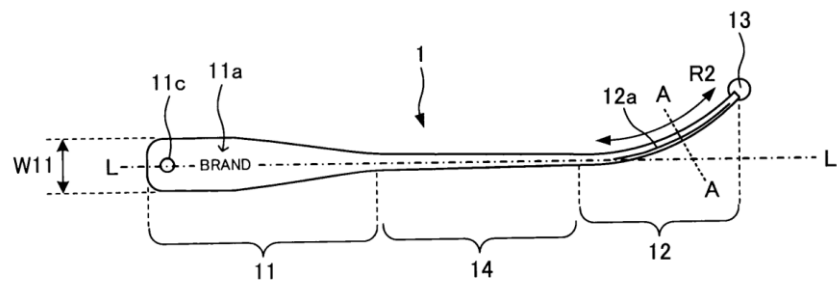
(別紙 1)

本件明細書の図面

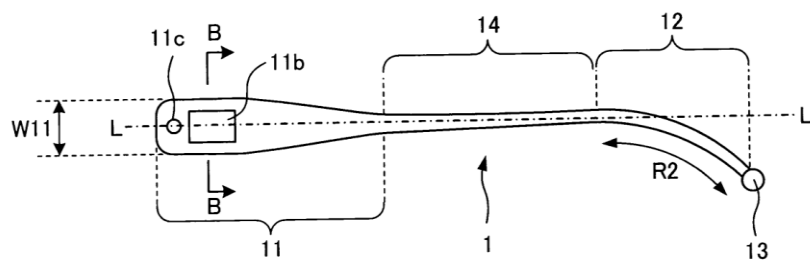
【図 1】



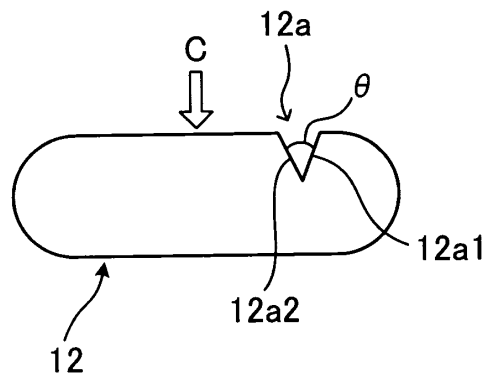
【図 2】



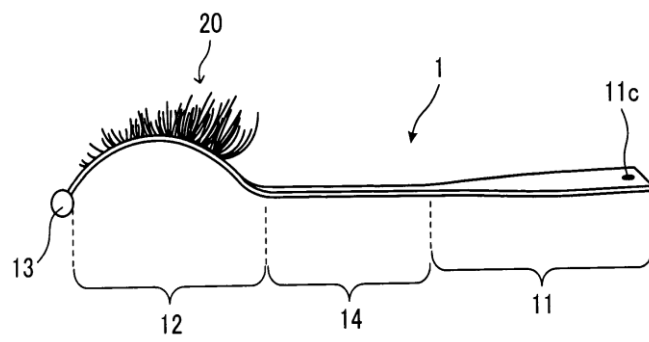
【図 3】



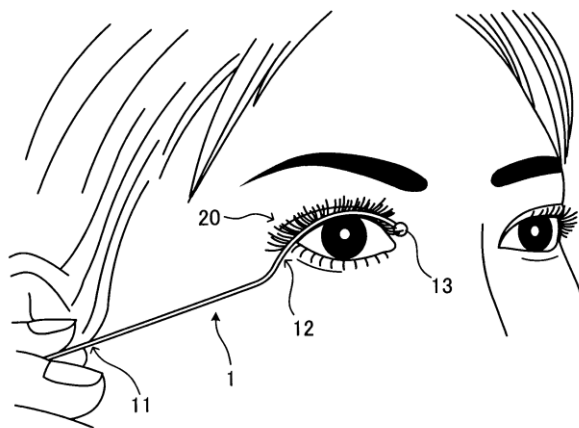
【図5】



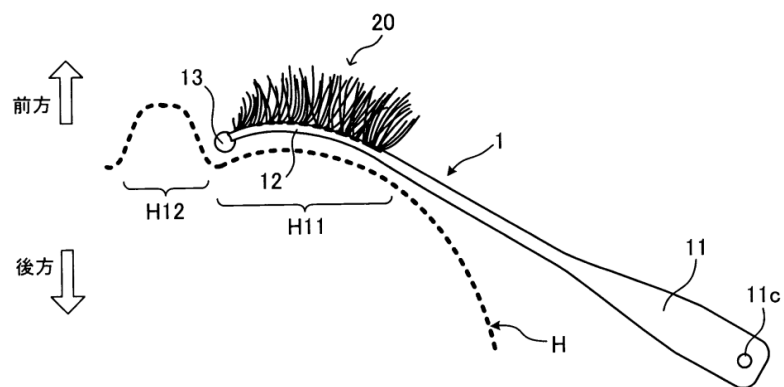
【図6】



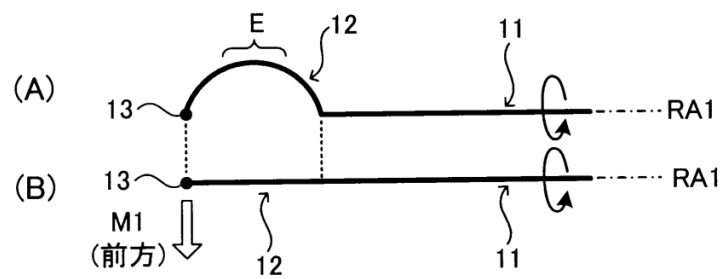
【図7】



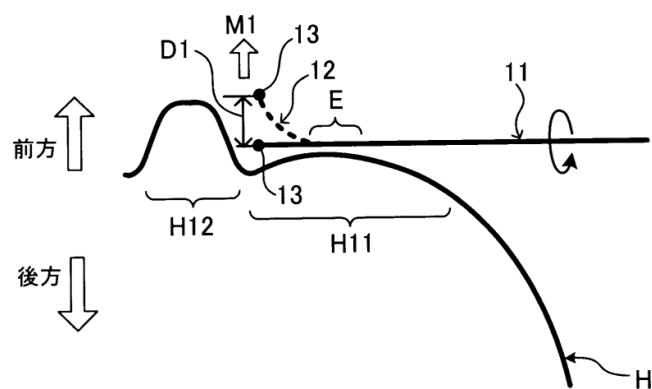
【図 8】



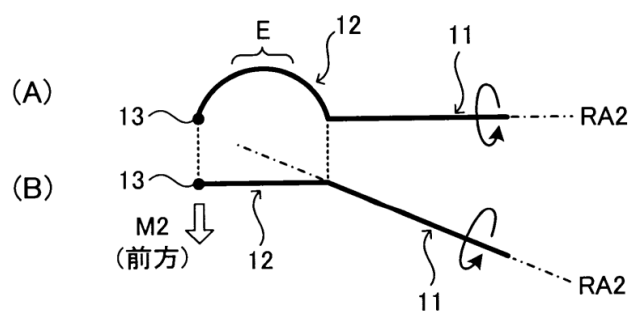
【図 9】



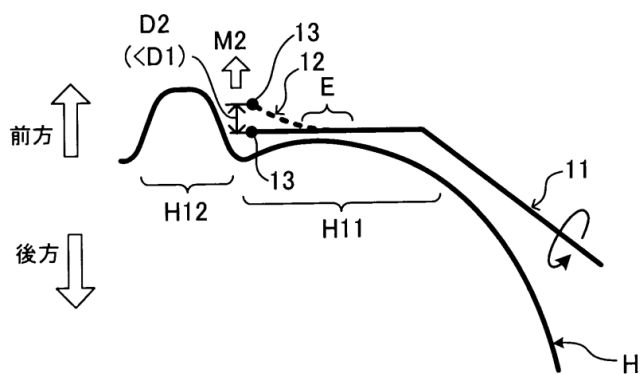
【図 10】



【図 1 1】



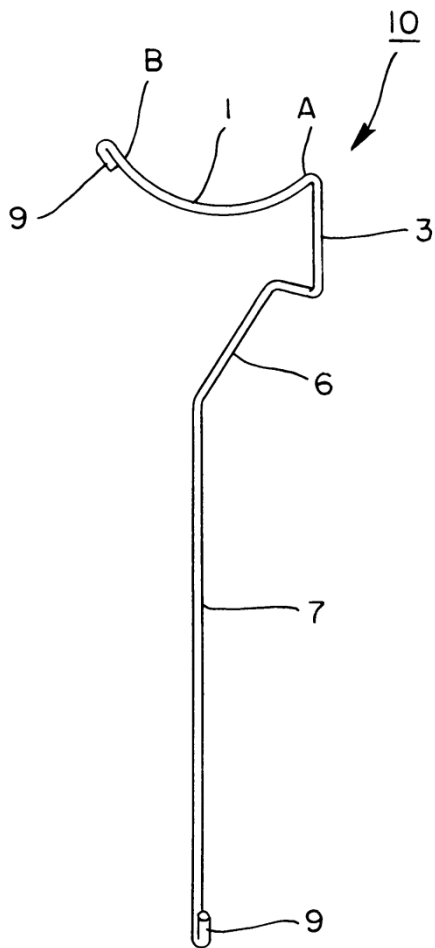
【図 1 2】



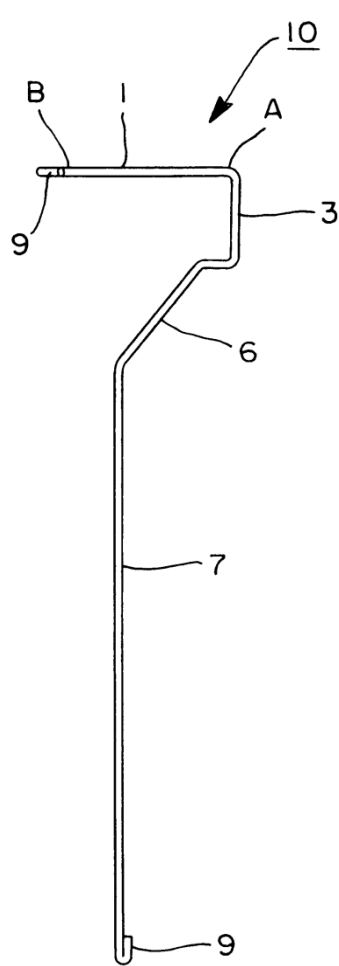
(別紙 2)

刊行物 1 の図面

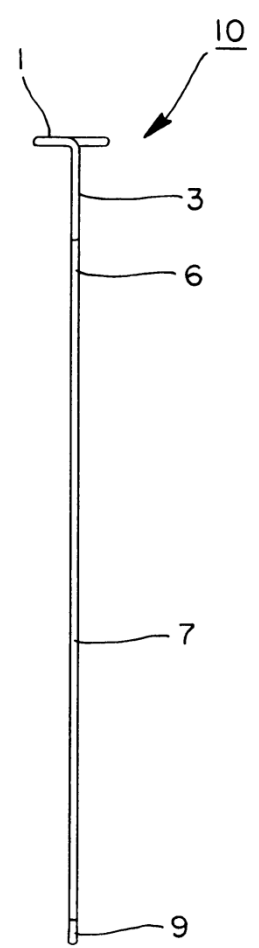
【図 1】



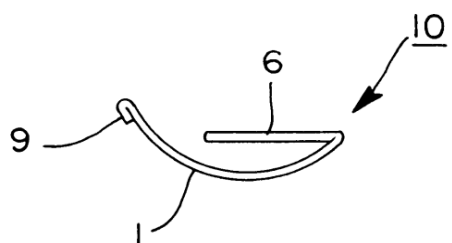
【図 3】



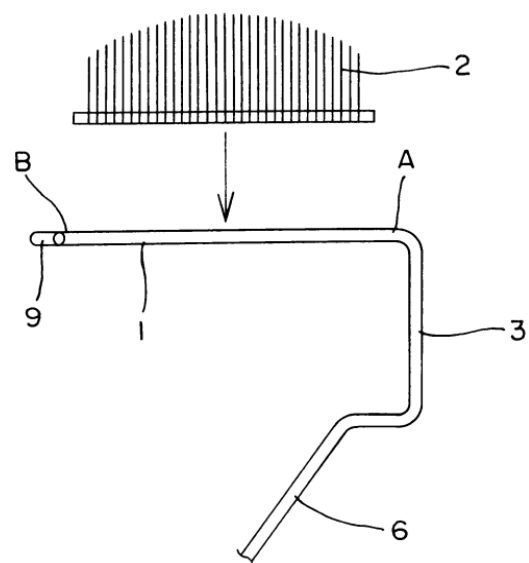
【図 4】



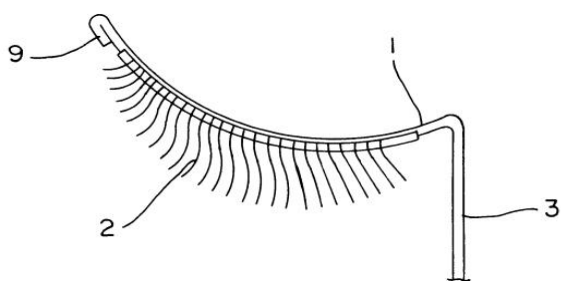
【图5】



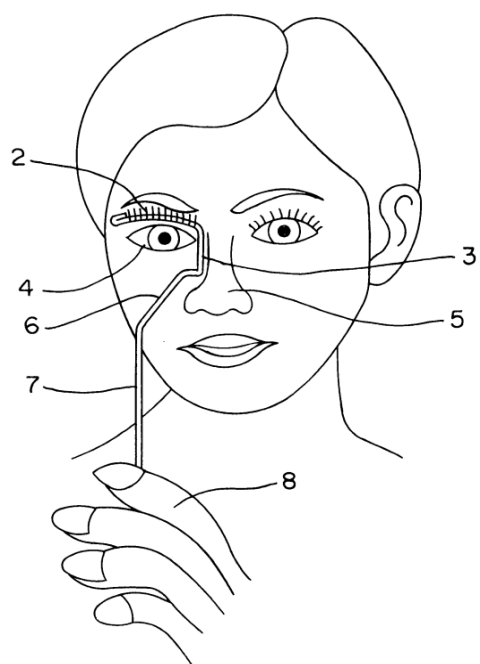
【图6】



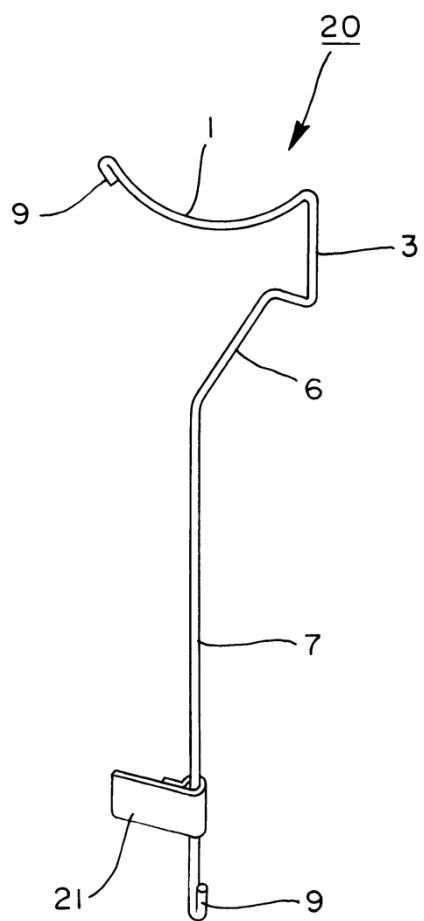
【图7】



【图8】



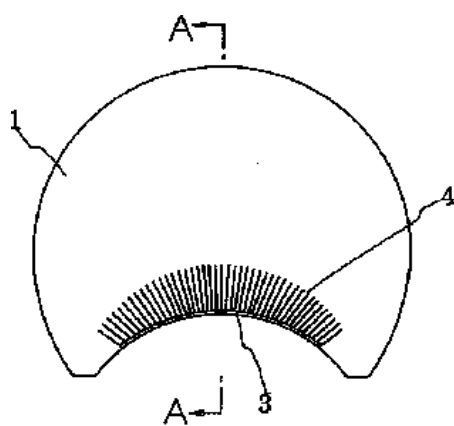
【図 9】



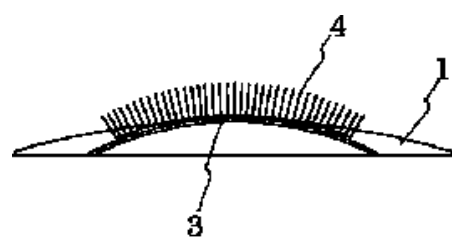
(別紙 3)

刊行物 2 の図面

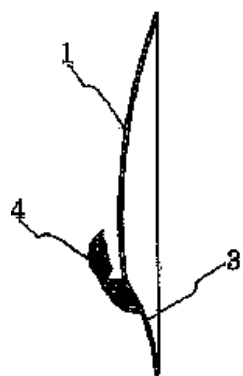
【図 1】



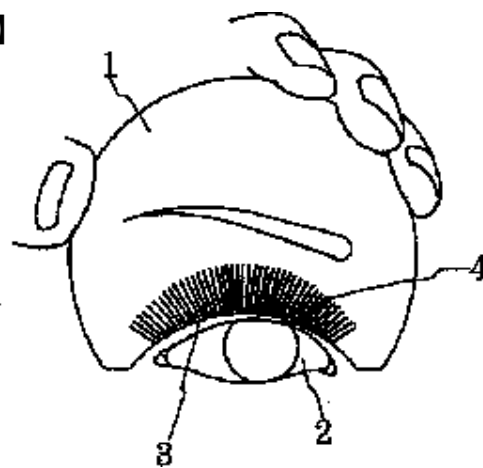
【図 2】



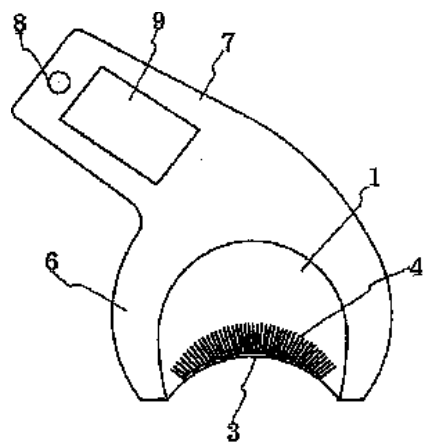
【図 3】



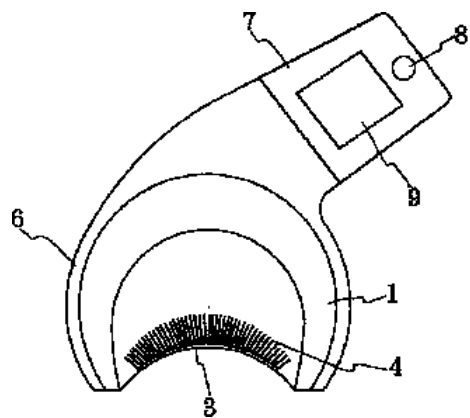
【図 4】



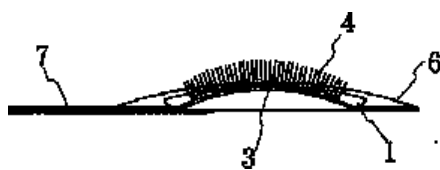
【図 6】



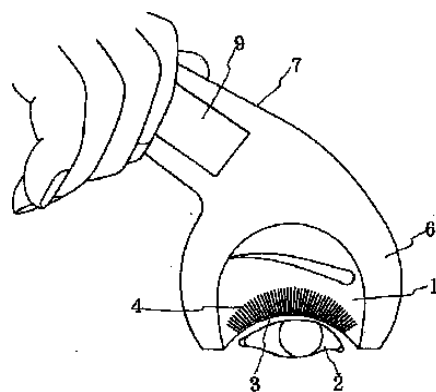
【図 7】



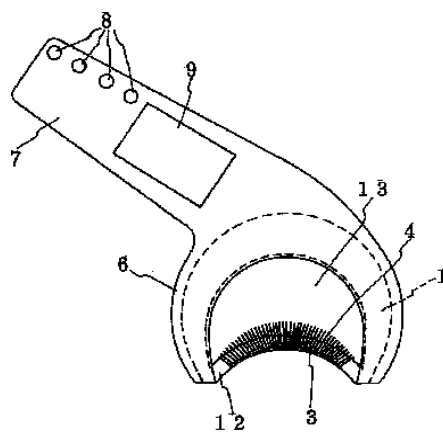
【図 8】



【図 9】



【図 13】



(別紙 4)

刊行物 3 の図面

【図 1】

